

(公社) 日本スカッシュ協会定時社員総会報告

公益社団法人日本スカッシュ協会

2020年6月14日に大根田電機株式会社会議室とWeb会議にて開催されました「公益社団法人日本スカッシュ協会 2020年度第1回定時社員総会」におきまして、下記の議事が検討されましたのでご報告致します。

第1号議案 2019年度事業報告(案)及び財務諸表(案)承認の件

⇒満場一致で原案どおりこれを可決した。

第2号議案 (公社)日本スカッシュ協会定款の一部変更の件

⇒定款の変更に必要な総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって原案どおりこれを可決した。

第3号議案 令和2年度3年度役員(案)承認の件

⇒理事15名の任期が本総会の終結と同時に満了するため改選する必要があり、重任理事候補13名と新規理事立候補8名から20名の理事の選出を行った。

第4号議案 2020年度正会員承認の件

⇒2020年度正会員は、原案通り承認確定した。

<報告事項>

- 1、(公社)日本スカッシュ協会運営規則の一部変更報告
- 2、役員候補者選考委員会の規程報告
- 3、2019年度スカッシュ応援募金等、報告
- 4、2020年度事業計画案並びに予算案の報告
- 5、2020年度名誉総裁、顧問、運営委員、大会・委員会担当者の報告
- 6、2020年全日本選手権開催について
- 7、その他
 - ・協会ビジョンの策定
 - ・日本スカッシュ協会創立50周年記念イベント
/AGC ガラスコート/WMGPR イベント
 - ・創立50周年記念誌及びレセプション(2021年2月予定)

2019年度 事業報告

公益社団法人日本スカッシュ協会

(1) スカッシュ競技の普及に関する事業

① ワールドスカッシュデー・スカッシュウィークの実施

主催：(公社) 日本スカッシュ協会

主管：全国のスポーツクラブ及び地区支部等

日程：<スカッシュデー>2019年10月12日

<スカッシュウィーク>2019年10月5日～20日

会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート等

目的：スカッシュをより多くの方々に体験して頂き、楽しさを知ってもらう。愛好者を増やし、一層の普及を目的とする。

対象：一般の方、どなたでも。

参加：7施設 約105名 (今回で20回目となりトータル約31,545名の参加)

内容：スカッシュ体験会、試打会、ヒッティングパートナー、コーチング、レンタル無料デー、スカッシュ大会、3/4ゲーム大会等

※参加者の多いイベントには賞品を授与しています。

※台風19号の影響で開催が出来なかった団体もあったが、日程をずらすなどして、参加していただいたクラブも含めている。

② 広報活動

イ) 広報機関誌<SQUASH>の発行(年2回)

<2019年度日本スポーツ振興くじ助成事業>

Vol. 85 (夏の号) 7月20日発行

Vol. 86 (冬の号) 2020年2月25日発行

ロ) 協会ホームページの運営

ハ) PRTIMES 他SNSを使用したプレスリリースや、記事の配信。

2019年は、主に選手の海外大会の優秀な成績や 全日本選手権、神奈川、北海道支部の大会の結果など20本をリリース。もっと支部や、学連の大会を取り上げてリリースをしたい。

③ 大会等のスポンサー対策及び協賛の増進

今年は新たに2社が加わった。

④ 環境対策委員会にてJSAエコプロジェクトを推進

スポーツを楽しむ環境を守るべく、引き続きスカッシュの大会等におけるゴミの分別等、エコ活動を推進する。大会会場等でのJOC環境ポスターの掲示を実施。

⑤ エアースカッシュを活用した全国キャラバンを実施

エアースカッシュは、スカッシュになじみのない地域でも人気が高く、体験者数は全国で5,000名を超えました。2019年度の開催は10か所。

- ・4月11日 広島修道大学&セントラルスポーツ広島にて開催
- ・4月14日 広島市西区アルパーク東棟
- ・5月3日 川崎大師平間寺

- ・6月2日 千葉市昭和の森 太陽の広場
- ・6月30日 ハンナリーズアリーナ
- ・7月28日 京都市勧業館みやこメッセ 京都市左京区市民祭りにて
- ・8月6日～8日 鋸南小学校 スカッシュイベント
- ・11月3日 飯田市 丘フェスティバル
- ・2020年1月1日～3日 お正月恒例！帝国ホテル
- ・2020年2月22・23日 トレッサ横浜

※2020年度開催予定の2団体に各5万円の補助金を出す為の募集を行った。

補助金進呈先：関西支部（ワールドマスターズゲームズ2021関西のPRイベント）
中部支部（愛知・名古屋アジア大会2026競技入りに）

(2) スカッシュ競技の競技力向上に関する事業

① スカッシュの競技力向上に関する事業

目的：国際大会でメダルを獲得できる選手の育成

対象：選手強化活動事業と有望なジュニア選手の発掘を実施。

内容：選手強化委員会を中心に、ナショナルチームとしてJSA特別強化指定選手、強化指定選手、および強化指定候補選手、合計32名を選抜。年間を通し合宿、海外派遣などの強化事業を進めた。

② 強化合宿、トレーニングセッションの開催

イ) ナショナルトレーニング 5回

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

- ◆日程：4月14日 参加人数：6名
- ◆日程：6月23日 参加人数：7名
- ◆日程：10月5日 参加人数：4名
- ◆日程：11月9日 参加人数：2名
- ◆日程：2020年2月22日23日 参加人数：2名

トレーニングメニューは毎回HPや機関紙で紹介した。

ロ) 2019年ジュニアサマーキャンプ Part1 <JOC・選手強化NF事業>

日程：参加：7月26日（金）

会場：スカッシュマジックアカデミー

目的：ジュニア選手強化およびセレクション

参加：スカウト選手4名 およびスカウトチャレンジ選手2名

ハ) 2019年ジュニアサマーキャンプ Part2 <JOC・選手強化NF事業>

日程：参加：8月16日（金）

会場：スカッシュマジックアカデミー

目的：ジュニア強化選手のトレーニング指導

参加：JSAジュニア強化指定選手4名 強化指定候補選手9名

二) 海外優秀コーチセッション <JOC・選手強化NF事業>

日程：8月16日（金）～21日（水）
会場：順天堂大学さくらキャンパススカッシュコート
 ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE
コーチ：Ong Beng Hee（マレーシア）元世界8位 アジアチャンピオン
目的：国内で指導を受ける機会のないシニア選手に世界トップレベルの
 コーチングを受けてもらうこと、またネットワークを広げる事。
参加：JSA強化指定選手9名（うち特別強化4名 ジュニア2名）

ホ) **2019年JSAスカッシュキャンプ in 保田**

日程：11月23日（土・祝）24日（日）
会場：サンセットブリーズ保田
目的：一般の愛好家（競技者）にナショナルチームのトレーニングを経験
 してもらい、知見を広げながら個々の競技力向上を図った特別企画。
参加：男性6名（ジュニア1名含む）、女性1名

へ) **2019年JSAジュニアウインターキャンプ <JOC・選手強化NF事業>**

日程：12月27日(金)28日（土）
会場：サンセットブリーズ保田
目的：強化指定選手を目指したトレーニングと講習会
参加：6名（JSAスカウト選手5名・JSAジュニア強化指定候補選手1名）

ト) **2020年ジュニアナショナル強化合宿 冬 <JOC・選手強化NF事業>**

日程：2020年1月11日（土）12日（日）
会場：スカッシュマジックアカデミー
目的：強化指定選手としての意識をもったトレーニング
参加：強化指定候補選手2名

チ) **ナショナル強化合宿・春 <JOC・NF選手強化事業> <中止>**

日程：平成31年3月29日～31日
会場：サンセットブリーズ保田

③ **JSA公認レベルT（普及トレーナー）認定講習会と認定試験の開催**

日程：4月7日
会場：フィットネスハウスパレット中川
内容：スカッシュの普及を目指した愛好者レベルのトレーナー講習会及び試験。
 スカッシュ入門者、初心者向けにサポートできるトレーナーを養成する。
受講者：7名（合格7名）

④ **JSA公認審判講習会と認定試験の開催・支援と公認<2級・3級・4級>**

主催：（公社）日本スカッシュ協会及び全国の地区都道府県支部
日程：全国にて年8回
会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート又は地域公共施設
目的：審判およびマーカートの正しい知識をまなび、大会時などで実施する時に

向けて、スキルの向上を目的とする。

対象：3級—スカッシュの競技歴が1年以上と認められる者等。

2級—スカッシュの競技歴が3年以上と認められる者等。

参加人数：別表参照

内容：講習会にて、審判・マーカールの役割、正しいジャッジ（判断）の進め方、競技中のトラブルの対処方法、観客や試合のコントロールなどを学ぶ。
筆記試験と実技（ビデオ）試験の点数により認定の合否が決められる。

日程	会場	主催	受講者数	受験者数	受験結果				備考
					2級合格	3級合格	4級合格	追試	
5月19日	セントラル ウェルネスクラブ札幌	北海道	5	5		1		4	
6月29日	永福泉 地域区民センター	J S A 東京都	16	10		5		2	
7月7日	広島修道大学	中国四国	13	13		6		5	
7月7日	宮城トヨタ自動車	東北	10	10		1		3	
8月24日	西宮大学交流センター	関西	17	19		2		6	
11月10日	大宰府市立大宰府西中学校	九州	10	9		4		1	
11月24日	セントラルウェルネスクラブ 札幌	北海道	1	4				1	
2月15日	西宮大学交流センター	関西	34	45		3		21	
3月14日	ウエスタ川越<中止>	四県							
3月15日	西宮大学交流センター<中止>	関西							
		計	106	115		22		43	

(3) スカッシュ競技の競技大会に関する事業

① 協会主催の競技大会

イ) 第30回全日本アンダー23 スカッシュ選手権大会

日程：6月1日（土）2日（日）

会場：さいたまスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：日本のトップを目指す若い選手の育成強化を目的とする。

対象：23歳未満の男女

参加人数：101名

主な大会結果：男子選手権 優勝 松本航太（順天堂大学）
準優勝 安成翔太（ティップネス宮崎台）
女子選手権 優勝 高橋くるみ（SQ-CUBE さいたま）
準優勝 坂田日葵（SQM アカデミー）

ロ) 第33回ジャパンジュニアオープンスカッシュ選手権大会

<WSF ジュニアサーキット承認大会>

<アジアジュニアスーパーシリーズ公認大会>

日程：8月14日（月・祝）～17日（木）

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：国内唯一の国際ジュニア大会で、日本のジュニア選手の競技力向上とスポーツを通じた国際交流を目的とする。

対象：WSFのSPIN登録をした男女アンダー19、17、15、13、11、9の選手
参加人数：225名（14ヶ国）

主な大会結果：男子U19 優勝 The Ker WEI（マレーシア）
準優勝 安成翔太（ティップネス宮崎台）
女子U19 優勝 佐野 Herring 愛利紗（中部支部）
準優勝 渡邊安佑未（Greeting）

ハ) 第14回東アジアスカッシュ選手権大会

及び東アジアスカッシュ連盟年次総会

<東アジアスカッシュ連盟大会>

日程：8月23日（金）～25日（日）

会場：東京アメリカンクラブ

目的：東アジア連盟加盟7か国の親睦と、若手選手の国際大会の経験を積むために毎年加盟国持ち回りで開催している。

対象：東アジア連盟加盟国

参加人数：4チーム 男子3名女子2名の混合団体戦

大会結果：優勝香港 準優勝日本 3位台湾

※24日には第10回東アジア連盟総会が開催
アジア連盟会長デビッド・ムイ氏出席のもと5か国の代表が出席。
WMG2021 関西組織委員会より、松尾広報部長がプレゼンテーションを行った。

二) 文部科学大臣杯争奪第48回全日本スカッシュ選手権大会

<2019年度スポーツ振興基金助成>

日程：11月14日（木）～17日（日）

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

トレッサ横浜（4面ガラスコート設置）

後援：スポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック委員会、
特定非営利活動法人日本ワールドゲームズ協会、
公益財団法人横浜市体育協会、公益財団法人ワールドマスターズ 2021
関西組織委員会、tvk

目的：過去1年間全国で開催された公認大会において上位の成績を収め、出場資格を得た選手たちが、その年の日本チャンピオンの座を競う国内最高峰の大会。日本全国のトップ選手の交流と競技力向上を目的とする。又、4面ガラスコートを設置によりスカッシュの知名度アップと一層の普及を目指す。

対象：競技委員会により定められた出場資格取得者、日本国籍を有する者
マスタース選手

参加人数：236名

大会結果：男子優勝 小林 僚生 (First Wave) <2012年以来2回目>
男子準優勝 遠藤 共峻 (First Wave)
男子3位 机 龍之介 (順天堂大学)
男子3位 鈴木 優希 (メガロス草加)
女子優勝 渡邊 聡美 (メッサポートシステムズ) <3連覇>
女子準優勝 酒井 真美 (順天堂大学)
女子3位 杉本 梨沙 (ダイナム)
女子3位 松井 千夏 (SQ-CUBE PRO)

*名誉総裁高円宮承子女王殿下ご臨席

ホ) 第25回マスタースカーニバル

日程：2020年1月12日(日)・13日(月・祝)

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：マスタース世代のスカッシュ愛好家が親睦を図り、競技を通して楽しい仲間作りを推奨。シングルス戦のほかに、トリオマッチやプロ選手及びトップ選手に挑戦するチャレンジマッチ、エキジビジョンマッチを企画した。初めてスカッシュ57の体験会も催しました。

※来年の「2021年関西ワールドマスタースゲームズ」大会組織委員会のPRブースを設置。京都市実行委員会より視察もありました。

カテゴリー：男女オーバー30、40、50、60、70、無差別

参加人数：120名、トリオマッチ15組

台風により10月開催が延期となり、1月に準備をし直し無事開催となった。

へ) JOC ジュニアオリンピックカップ

第24回全日本ジュニアスカッシュ選手権大会

<2019年度 JOC ジュニアオリンピック助成> <中止>

日程：平成31年3月26日～28日

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：日本のジュニア選手で年代別ジュニアチャンピオンを競う大会であり、交流と技術向上を目的とする。

対象：男女アンダー19、17、15、13、11、9の選手で、日本国籍を有する者
コロナウィルス感染拡大予防のため中止

② 海外大会日本代表派遣

イ) 第20回アジアスカッシュ選手権 個人戦<JOC・選手強化 NF 事業>

日程：6月1日～6日

開催地：マレーシア・クアラルンプール

会場：ニコルデービッドナショナルスカッシュセンター

参加：男子44名、女子34名

日本選手の結果：渡邊聡美 ベスト8、
机龍之介 ベスト16
遠藤共峻 ベスト16
杉本梨沙 35位タイ（プレート戦準決勝敗退）

帯同スタッフ：松本 淳

ロ) 第26回アジアジュニア選手権 個人戦 <JOC/選手強化 NF 事業>

日程：6月26日～30日

開催地：マカオ

日本選手の結果：

佐野 Herring Brooke 愛利紗 GU19 2回戦敗退・コンソレーション準優勝

渡邊安佑未 G19 1回戦敗退・プレート優勝

佐野 Herring Jason BU17 2回戦敗退・コンソレーション準優勝敗退

高橋楽歩 GU17 2回戦敗退・コンソレーション準優勝敗退

池田悠真 G15 1回戦敗退・プレート準決勝敗退

緑川あかり G15 1回戦敗退・プレート優勝

帯同スタッフ：佐野公彦、海道泰喜

ハ) 第17回ペナンジュニアオープン<JOC・NF選手強化事業>

日程：7月9日～7月14日

開催地：マレーシア・ペナン

種目：男女アンダー19,17,15,13,11

派遣選手：鈴木拓道、安成翔太、佐藤舞雪

主な参加結果：渡邊安佑未/GU19, 5位（協会サポート選手）

鈴木拓道/BU19, 30位

安成翔太/BU19, 11位

佐藤舞雪/GU17, 21位

帯同スタッフ：横田真由美

二) 香港ジュニアオープン <JOC・NF選手強化事業>

日程：7月23日～7月27日

開催地：香港

種目：男女アンダー19,17,15,13,11

派遣選手：安成翔太、渡邊安佑未、高橋楽歩

主な参加結果：安成翔太/BU19, 4位

渡邊安佑未/GU19, 6位

高橋楽歩/GU17 8位

帯同スタッフ：西村佳子、吉留慎吾

ホ) WSF 世界ジュニア選手権 2019 <JOC・NF選手強化事業>

日程：個人戦 7月30日～8月4日

団体戦 8月5日～8月9日

開催地：マレーシア・クアラルンプール

派遣選手：高橋くるみ、高橋楽歩、佐野 Herring 愛利紗、渡邊安佑未

参加結果：女子団体戦 最終順位 13 位

帯同スタッフ：佐野公彦

へ) その他大会参加

ライオンシティジュニアオープン GU17 渡邊安佑未/優勝 BU13 篠宮尊/準優勝

大連ジュニアオープン BU11 仮屋園舜策/優勝

韓国ジュニアオープン BU11 仮屋園舜策/優勝 BU15 池田悠真/優勝

GU17 高橋楽歩/優勝

K L ジュニアオープン BU15 池田悠真/準優勝

シンガポールジュニアオープン 渡邊安佑未/優勝

スコテッシュジュニアオープン GU15 緑川あかり/優勝

BU15 池田悠真/準優勝、BU11 仮屋園舜策/準優勝

(4) その他本会の目的を達成する為に必要な振興事業

① (公社) 日本スカッシュ協会創立 50 周年記念事業の準備

1、(公社) 日本スカッシュ協会創立 50 周年記念イベント (大阪)

<WMG 関西 2021 プレ PR イベント> 準備

2、(公社) 日本スカッシュ協会創立 50 周年記念誌の制作準備

3、(公社) 日本スカッシュ協会創立 50 周年記念レセプション準備

② 4 面ガラスコートの管理

2018 年に導入したガラスコートの管理と使用、新たに協賛として寄与されるコートの製作、公認申請等を進めた。

③ アジア競技大会に向けての国内外に向けたロビー活動

目的：2026 年愛知・名古屋開催のアジア競技大会への競技入りに向けて、OCA に働きかけると同時に、開催地に向けてエアースカッシュイベントの実施を進める等スカッシュの PR を進めた。

④ 国際大会の日本開催に向けての資金及び情報の収集

目的：日本選手の競技力向上と国際貢献、国際交流を目的に国際大会の自国開催に向けた活動を進めた。本年は東アジア選手権もあったが、開催のための協賛集めや、国際基準の大会運営を協力し合い成功裡に終えた。

計画：加盟国持ち回り開催の為 4~5 年後の次回開催に向けて、選手強化と資金の積み立てを行う。

⑤ オリンピックビド：スカッシュ競技採用の為に推進活動

目的：オリンピックの正式競技採用を目指す。

2020 東京五輪のオリンピックムーブメントを最大限に利用し、認知度を

上げる事業の準備をした。

内容：引き続き WSF（世界スカッシュ連盟）PSA に全面協力し、情報提供、情報発信など、スカッシュ業界を活発にアピールする。

⑥ ワールドマスターズゲームズ 2021 関西に向けての推進活動

内容：2021 年に京都市にて開催されるワールドマスターズゲームズ 2021 関西での大会開催に向けて中央競技団体として、大会組織委員会、京都市実行委員会と連携をとりながら会議を重ね準備を進めている。1 月にエントリーも開始された。締め切りは 2021 年 2 月 28 日。

⑦ ドーピング検査及びドーピング防止啓蒙活動

<平成 31 年スポーツ振興くじ助成事業>

内容：(公財) 日本ドーピング機構に加盟して、競技会検査を 2019 年 11 月の全日本選手権大会にて実施。また強化合宿等にてアンチドーピング啓蒙活動等の情報の発信を積極的に行った。新たにアンチドーピング委員を迎え、来年度に向けて e-ラーニング導入準備を進めていただいた。

⑧ 会員募集事業と公認事業制度の運用

内容：* 個人会員登録及び協会公認・承認大会への参加は (株) アプロードの「スポーツエントリー」の使用し利便性を図っている。また不特定多数の公認大会主催者へも使用できる契約を結び利用を提供している。利用は主催者の判断としている。

* 世界スカッシュ連盟 (WSF) の規格に基づいて、コート及びボールの公認を行いスカッシュ競技の安全性や統一を図った。

* ポイントが取得できる公認大会を管理 (大会公認、要項、ドロー、結果の確認)、ランキングを発行し、全日本選手権への出場資格取得の基準を定め、選手の競技活動の継続意欲と競技力向上を図った。

* 平成 26 年度に導入したジュニアランキングを継続発行した。

⑨ 世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、東アジアスカッシュ連盟、各協会、PSA(プロ協会)との相互協力、連携

目的：加盟国として、IF 及び ASF の規約を遵守できるように努めている。各種通達や、ルールの変更、大会情報を収集し国内へ発信。また、海外と友好関係と協力体制を維持し、選手強化や国際交流の充実に結び付く活動を行った。

⑩ 全日本学生連盟との連携

目的：学生連盟に加盟する大学の各選手は協会の個人選手登録を促し、協会機関紙を各々に届けている。又、学連運営について、代理人 (社会人 OB) の支援をうけ、今後のスムーズな協力体制について相互努力をしている。

⑪ 「(公社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」建設に向けた資金及び情報の収集

目的：協会所有のスカッシュコートがあれば、効率よく継続的な選手指導ができる。また、十分なコート数を保有することで、国際大会を開催出来、国際連盟への貢献しつつ、より有利な環境で自国選手が競う事で、日本

の功績をあげ、より有利な強化支援を受けることができる。国や自治体の協力を得て「(公社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」の建設を目指し、資金確保を進めた。

- 計画：1、今後建設予定の各種施設へのスカッシュコート設置を積極的に働きかけた。
2、自治体、学校、企業に働きかけ、スカッシュコート建設につながる働きかけをした。

⑫ 日本スポーツ協会加盟に向けての活動

目的：一層のスカッシュ普及の為、全国各支部体制を強化して各都道府県及び政令都市の日本スポーツ協会への加盟実現に向けて準備をした。
また、政令指定都市への体育協会の加盟を目指す団体へ支援を検討した。

⑬ コンプライアンスの強化

目的：(公社)日本スカッシュ協会 定款、規則、規程等の整備し、遵守する。
組織におけるインテグリティを重視しその確保に努める。
ドーピング防止活動を継続、推進する。
最新の関連情報の提供と注意喚起を徹底する。

公共性の高いスポーツ団体である協会が高潔性を保ち、適切な組織運営を行う上で定められたガバナンスコードを遵守していることを証明するため、整備すべき規約の策定を急ぎ、審査への準備を進めた。

⑭ 公益法人としての活動の強化

目的：公益社団法人としての適正な活動を行い、スカッシュの一層の全国普及振興に努力した。団体とすべてのアントラージュが目指すべきビジョンの策定を進めた。

2019 年度会員数 & 公認数

<個人会員>

()は前年

会員種別	人数
正会員	36 名(33 名)
プロ選手会員	33 名(29 名)
プレミアムパートナー 会員(個人)	6 名【6 名】
個人選手会員	613 名(610 名)
ジュニア会員	187 名(184 名)
一般会員	186 名(146 名)
レフリー・コーチ会員	30 名(19 名)
個人後援会員	2 名(0 名)
学連会員	771 名(828 名)

<団体会員>

()は前年

会員種別	団体数
プレミアムパート ナー会員(団体)	6 件 16 口 (7 件 48 口)
団体会員	108(97)
準団体会員	25(23)
クラブチーム会員	24(23)

個人会員 総合計 1,864 名 (1,849 名)

<個人会員と一般会員の支部別内訳>()は前年

支部名	個人選手会員	一般会員
北海道	30(32)	11(12)
東北	40(46)	21(10)
関東	335(328)	95(76)
中部	49(51)	13(18)
関西	76(72)	33(14)
中国四国	43(43)	8(10)
九州	40(38)	5(6)

<平成 30 年度公認件数>

コート公認数	1 件
大会公認数(協会主催大会を除く)	45 大会 (オープン 27、U23 2、 U21 1、地区支部クローズ 7、県支部クローズ 5、学連 3)
ボール公認数	1 件
コーチ公認更新数	29 件
レフリー公認更新数	58 件

(2020.3.31.)

貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金 預 金	26,884,506	18,702,247	8,182,259
棚 卸 資 産	22,203	49,249	△ 27,046
前 払 金	504,835	1,328,767	△ 823,932
未 収 金	1,654,601	10,699,260	△ 9,044,659
流動資産合計	29,066,145	30,779,523	△ 1,713,378
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定 期 預 金	15,432,092	15,432,092	0
基本財産合計	15,432,092	15,432,092	0
(2) 特定資産			
公益事業基金(大会開催)引当預金	7,200,000	7,200,000	0
ト レ セ ン 建 設 引 当 預 金	5,100,000	5,100,000	0
ス ポ ー ツ ラ ボ 引 当 預 金	4,000,000	4,000,000	0
国 際 大 会 開 催 引 当 預 金	0	2,400,000	△ 2,400,000
新 事 務 所 保 証 金 引 当 預 金	0	2,400,000	△ 2,400,000
退 職 給 付 引 当 預 金	500,000	500,000	0
特定資産合計	16,800,000	21,600,000	△ 4,800,000
(3) その他固定資産			
什 器 備 品	5,000,000	6,000,000	△ 1,000,000
保 証 金	378,000	200,000	178,000
その他固定資産合計	5,378,000	6,200,000	△ 822,000
固定資産合計	37,610,092	43,232,092	△ 5,622,000
資産合計	66,676,237	74,011,615	△ 7,335,378
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	1,531,410	2,061,294	△ 529,884
前 受 金	4,039,800	5,799,200	△ 1,759,400
預 り 金	215,315	880,000	△ 664,685
流動負債合計	5,786,525	8,740,494	△ 2,953,969
2. 固定負債			
退 職 給 付 引 当 金	500,000	500,000	0
固定負債合計	500,000	500,000	0
負債合計	6,286,525	9,240,494	△ 2,953,969
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	60,389,712	64,771,121	△ 4,381,409
(うち特定資産への充当額)	(15,432,092)	(15,432,092)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(16,300,000)	(21,100,000)	(△ 4,800,000)
正味財産合計	60,389,712	64,771,121	△ 4,381,409
負債及び正味財産合計	66,676,237	74,011,615	△ 7,335,378

正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[2,734]	[3,377]	[△ 643]
基本財産受取利息	2,734	3,377	△ 643
受取会費	[17,883,785]	[20,266,800]	[△ 2,383,015]
正会員受取会費	388,800	356,400	32,400
賛助会員個人受取会費	8,406,985	9,075,000	△ 668,015
賛助会員団体受取会費	5,334,800	7,824,000	△ 2,489,200
特別会員受取会費	975,000	0	975,000
加盟料	610,000	610,000	0
事業収益	[2,168,200]	[2,401,400]	△ 233,200
補助金・委託金等収入	[13,562,281]	[18,428,281]	[△ 4,866,000]
補助金収入	3,548,000	4,848,000	△ 1,300,000
協賛料収入	1,696,500	1,166,400	530,100
入場料収入	225,000	0	225,000
参加料収入	7,594,521	9,547,553	△ 1,953,032
その他収入	141,160	2,866,328	△ 2,725,168
雑収入	357,100	0	357,100
受取補助金等	[12,805,551]	[14,500,000]	[△ 1,694,449]
民間補助金収入	5,737,551	7,071,000	△ 1,333,449
国庫等助成金	7,068,000	7,429,000	△ 361,000
受取寄付金	[446,312]	[2,795,180]	[△ 2,348,868]
受取寄付金	300,000	2,600,000	△ 2,300,000
雑収益	146,312	195,180	△ 48,868
受取利息	[282]	[3,441]	[△ 3,159]
その他の	282	254	28
経常収益計	44,700,945	55,997,079	△ 11,296,134
(2) 経常費用			
事業費	[31,211,394]	[43,219,940]	[△ 12,008,546]
コピー機	1,517,786	2,503,575	△ 985,789
パソコン	551,430	668,709	△ 117,279
参加料	588,596	502,135	86,461
トロフィー	332,210	195,513	136,697
保険	45,240	32,496	12,744
交通	192,352	52,850	139,502
宿泊	3,339,908	774,568	2,565,340
郵便	258,659	309,933	△ 51,274
雑費	3,291,424	2,053,102	1,238,322
諸謝金	1,583,434	2,005,365	△ 421,931
旅費	477,325	779,147	△ 301,822
渡滞	1,982,344	2,570,179	△ 587,835
滞在	2,307,197	2,923,460	△ 616,263
借料	1,336,050	1,783,437	△ 447,387
消耗品	1,516	71,692	△ 70,176
スポンジ	211,420	330,480	△ 119,060
備用品	29,700	0	29,700
印刷	2,581,023	3,064,992	△ 483,969
通信	922,171	911,753	10,418
会議	4,000	0	4,000
雑務	5,978,601	6,657,635	△ 679,034

科 目		当年度	前年度	増 減
保	險	178,546	75,520	103,026
そ	の	0	8,689,919	△ 8,689,919
対	外	1,684,962	4,545,957	△ 2,860,995
減	償	1,000,000	1,065,023	△ 65,023
給	金	815,500	652,500	163,000
管	理	[17,870,960]	[16,164,268]	[1,706,692]
給	交	10,296,294	10,326,475	△ 30,181
旅	通	1,442,506	789,720	652,786
通	信	218,809	185,614	33,195
消	什	547,788	317,707	230,081
印	器	3,234	42,727	△ 39,493
光	製	94,484	244,855	△ 150,371
賃	水	2,057,226	1,465,400	591,826
社	借	1,513,971	1,578,514	△ 64,543
負	保	679,205	665,424	13,781
公	金	150,000	150,000	0
公	士	264,000	265,890	△ 1,890
登	他	74,730	96,600	△ 21,870
雑	費	528,713	35,342	493,371
經常費用計		49,082,354	59,384,208	△ 10,301,854
評価損益等調整前当期經常増減額		△ 4,381,409	△ 3,387,129	△ 994,280
評価損益等計		0	0	0
当期經常増減額		△ 4,381,409	△ 3,387,129	△ 994,280
2. 經常外増減の部				
(1) 經常外収益				
經常外収益計		0	0	0
(2) 經常外費用				
經常外費用計		0	0	0
当期經常外増減額		0	0	0
当期一般正味財産増減額		△ 4,381,409	△ 3,387,129	△ 994,280
一般正味財産期首残高		64,771,121	68,158,250	△ 3,387,129
一般正味財産期末残高		60,389,712	64,771,121	△ 4,381,409
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額		0	0	0
指定正味財産期首残高		0	0	0
指定正味財産期末残高		0	0	0
III 正味財産期末残高		60,389,712	64,771,121	△ 4,381,409

正味財産増減計算書内訳表
平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	業 務			合 計
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	[0]	[0]	[2,734]	[2,734]
基本財産受取利息	0	0	2,734	2,734
受取会費	[8,941,893]	[0]	[8,941,892]	[17,883,785]
正会員受取会費	194,400	0	194,400	388,800
賛助会員個人受取会費	4,203,493	0	4,203,492	8,406,985
賛助会員団体受取会費	2,667,400	0	2,667,400	5,334,800
特別会員受取会費	487,500	0	487,500	975,000
加加盟料	305,000	0	305,000	610,000
公認料	1,084,100	0	1,084,100	2,168,200
事業収益	[13,562,281]	[0]	[0]	[13,562,281]
補助金・委託金等収入	3,548,000	0	0	3,548,000
協賛金料収入	1,696,500	0	0	1,696,500
入場料収入	225,000	0	0	225,000
参加料収入	7,594,521	0	0	7,594,521
その他収入	141,160	0	0	141,160
雑収入	357,100	0	0	357,100
受取補助金等	[12,805,551]	[0]	[0]	[12,805,551]
民間補助金収入	5,737,551	0	0	5,737,551
国庫等補助金	7,068,000	0	0	7,068,000
受取寄付金	[446,312]	[0]	[0]	[446,312]
受取寄付金	300,000	0	0	300,000
募金収入	146,312	0	0	146,312
雑収益	[0]	[0]	[282]	[282]
受取利息	0	0	282	282
経常収益計	35,756,037	0	8,944,908	44,700,945
(2) 経常費用				
事業費	[31,211,394]	[0]	[0]	[31,211,394]
ホームページ印刷費	1,517,786	0	0	1,517,786
パソコン等購入費	551,430	0	0	551,430
参加費	588,596	0	0	588,596
トロフィーメダル代	332,210	0	0	332,210
保険料	45,240	0	0	45,240
交通費	192,352	0	0	192,352
宿泊費	3,339,908	0	0	3,339,908
郵送料	258,659	0	0	258,659
雑費	3,291,424	0	0	3,291,424
諸謝金	1,583,434	0	0	1,583,434
旅費	477,325	0	0	477,325
渡航費	1,982,344	0	0	1,982,344
滞在費	2,307,197	0	0	2,307,197
借料及び損料	1,336,050	0	0	1,336,050
消耗品費	1,516	0	0	1,516
備品費	211,420	0	0	211,420
印刷費	29,700	0	0	29,700
通信費	2,581,023	0	0	2,581,023
通会費	922,171	0	0	922,171
雑費	4,000	0	0	4,000
雑費	5,978,601	0	0	5,978,601
保険料	178,546	0	0	178,546
対減給	1,684,962	0	0	1,684,962
給付金	1,000,000	0	0	1,000,000
給付金	815,500	0	0	815,500
管理費	[12,939,452]	[0]	[4,931,508]	[17,870,960]
給付金	8,237,036	0	2,059,258	10,296,294
旅費	1,154,005	0	288,501	1,442,506
通信費	175,047	0	43,762	218,809
消耗什器備品費	438,231	0	109,557	547,788
印刷製本料	2,587	0	647	3,234
光熱水料	75,588	0	18,896	94,484
貸借料	1,645,781	0	411,445	2,057,226
社保料	1,211,177	0	302,794	1,513,971

科 目	合 計			
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
負 担 金 支 出	0	0	679,205	679,205
公 認 会 計 士 他 費 用	0	0	150,000	150,000
公 益 法 人 関 連 費	0	0	264,000	264,000
登 記 費	0	0	74,730	74,730
雑	0	0	528,713	528,713
経常費用計	44,150,846	0	4,931,508	49,082,354
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,394,809	0	4,013,400	△ 4,381,409
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 8,394,809	0	4,013,400	△ 4,381,409
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 8,394,809	0	4,013,400	△ 4,381,409
当期一般正味財産増減額	△ 8,394,809	0	4,013,400	△ 4,381,409
一般正味財産期首残高	△ 9,954,976	0	74,726,097	64,771,121
一般正味財産期末残高	△ 18,349,785	0	78,739,497	60,389,712
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 18,349,785	0	78,739,497	60,389,712

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

「財務諸表に対する注記」の「2. 基本財産及び特定資産の増減額及び残高」に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	500,000	-	-	-	500,000

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 ----- 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 ----- 先入先出法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法 ----- 定額法
- (4) 引当金の計上基準
退職給付引当金 ----- 職員退職金の支払に備えて職員退職給与規定に基づく
期末における自己都合要支給額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理 ----- 税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	15,432,092	0	0	15,432,092
小計	15,432,092	0	0	15,432,092
特定資産				
大会開催引当預金	7,200,000	0	0	7,200,000
トレセン建設引当預金	5,100,000	0	0	5,100,000
スポーツラボ引当預金	4,000,000	0	0	4,000,000
国際大会開催引当預金	2,400,000	0	2,400,000	0
新事務所保証金引当預金	2,400,000	0	2,400,000	0
退職給付引当預金	500,000	0	0	500,000
小計	21,600,000	0	4,800,000	16,800,000
合 計	37,032,092	0	4,800,000	32,232,092

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	15,432,092	(0)	(15,432,092)	(0)
小計	15,432,092	(0)	(15,432,092)	(0)
特定資産				
大会開催引当預金	7,200,000	(0)	(7,200,000)	(0)
トレセン建設引当預金	5,100,000	(0)	(5,100,000)	(0)
スポーツラボ引当預金	4,000,000	(0)	(4,000,000)	(0)
国際大会開催引当預金	0	(0)	(0)	(0)
新事務所保証金引当預金	0	(0)	(0)	(0)
退職給付引当預金	500,000	(0)	(0)	(500,000)
小計	16,800,000	(0)	(16,300,000)	(500,000)
合 計	32,232,092	(0)	(31,732,092)	(500,000)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	7,065,023	2,065,023	5,000,000

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
委託金						
選手強化NF事業補助金	日本オリンピック委員会	0	3,548,000	3,548,000	0	—
小計		0	3,548,000	3,548,000	0	
補助金						
選手強化交付金	日本オリンピック委員会	0	4,737,551	4,737,551	0	—
ジュニア育成助成金	ミズノスポーツ振興財団	0	1,000,000	1,000,000	0	—
小計		0	5,737,551	5,737,551	0	
助成金						
スポーツ振興基金助成金	日本スポーツ振興センター	0	6,000,000	6,000,000	0	—
スポーツ振興くじ助成金	日本スポーツ振興センター	0	1,068,000	1,068,000	0	—
小計		0	7,068,000	7,068,000	0	
合計		0	16,353,551	16,353,551	0	

財産目録

令和 2年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	現金 預金	手元保管	運転資金として	192,278	
		普通預金	普通預金合計	25,239,435	
		三菱UFJ銀行 神田支店	運転資金として	5,618,083	
		三菱UFJ銀行 神田駅前支店	運転資金として	2,875	
		三井住友銀行 神田支店	運転資金として	300,175	
		みずほ銀行 神田支店	運転資金として	5,474,797	
		りそな銀行 神田支店	運転資金として	2,337,304	
		SMBC信託銀行 大手町支店	運転資金として	3,532,837	
		SMBC信託銀行 大手町支店	運転資金として (外貨)	396,811	
		城南信用金庫青山支 店	運転資金として	6,003,004	
		ゆうちょ銀行 神田局	運転資金として	1,573,549	
		定期預金	定期預金合計	1,452,793	
		三井住友銀行 神田支店	運転資金として	1,316,375	
		りそな銀行 神田支店	運転資金として	103,372	
		SMBC信託銀行 大手町支店	運転資金として	22,409	
		三菱UFJ銀行 神田支店	運転資金として	10,637	
		棚卸資産	手元保管	公益目的事業分 (本・ビデオ) 及び 法人会計分 (切手) として	22,203
		前払金			504,835
		翌年度事業分 未収金	参加費等	公益目的事業分として	504,835
		その他	JOC補助金・会費等	公益目的事業分として	1,654,601
流動資産合計			29,066,145		
(固定資産)	基本財産	定期預金	定期預金合計	15,432,092	
		三菱UFJ銀行 神田支店	公益目的事業の不可欠特定財産として 運用益を管理費の財源に充当	5,102,860	
		りそな銀行 神田支店	公益目的事業の不可欠特定財産として 運用益を管理費の財源に充当	8,309,208	
		SMBC信託銀行 大手町支店	公益目的事業の不可欠特定財産として 運用益を管理費の財源に充当	2,020,024	
		特定資産	公益事業基金 (大会 開催) 引当預金	公益事業基金 (大会開催) 引当預金合計	7,200,000
		三菱UFJ銀行 神田駅前支店	特定費用準備資金として	2,100,000	
		三井住友銀行 神田支店	特定費用準備資金として	3,400,000	
		ゆうちょ銀行	特定費用準備資金として	1,700,000	

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
その他固定資産	トレセン建設 引当預金	神田局	トレセン建設引当預金合計	5,100,000
		三菱UFJ銀行 神田駅前支店	公益目的事業分として	1,500,000
	スポーツラボ引当預 金	三井住友銀行 神田支店	公益目的事業分として	3,600,000
			スポーツラボ引当預金合計	4,000,000
	退職給付引当預金	三菱UFJ銀行 神田支店	公益目的事業分として	3,200,000
		三井住友銀行 神田支店	公益目的事業分として	800,000
			退職給付引当預金合計	500,000
		三菱UFJ銀行 神田支店	法人会計・管理費分として	500,000
	什器備品 保証金	4面ガラスコート 事務所保証金	公益目的事業分として	5,000,000
			公益目的保有財産として(20%)	378,000
		公益目的事業の不可欠特定財産として(80%)		
固定資産合計				37,610,092
資産合計				66,676,237
(流動負債)	未払金	3月分給料 その他	法人会計・管理費分として 法人会計・管理費分として	未払金合計 684,682 846,728
	前受金	次年度会費 その他	公益目的事業分として 公益目的事業分として	前受金合計 4,039,800 2,973,800 1,066,000
	預り金	賞金	公益目的事業分として	215,315 200,000
	その他			15,315
流動負債合計				5,786,525
(固定負債)	退職給付引当金		法人会計・管理費分として	500,000
固定負債合計				500,000
負債合計				6,286,525
正味財産				60,389,712

収支計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[2,734]	[7,266]
基本財産利息収入	10,000	2,734	7,266
会費収入	[22,579,250]	[17,883,785]	[4,695,465]
正会員会費収入	356,400	388,800	△ 32,400
賛助会員個人会費収入	10,762,850	8,406,985	2,355,865
賛助会員団体会費収入	3,650,000	5,334,800	△ 1,684,800
特別会員費収入	4,500,000	975,000	3,525,000
加公認	610,000	610,000	0
事業収入	2,700,000	2,168,200	531,800
補助金・委託金等収入	[17,531,550]	[13,562,281]	[3,969,269]
補助金収入	5,159,000	3,548,000	1,611,000
協賛金収入	3,022,400	1,696,500	1,325,900
参加料収入	100,000	225,000	△ 125,000
参加料収入	8,318,850	7,594,521	724,329
その他収入	431,300	141,160	290,140
雑収入	500,000	357,100	142,900
補助金等収入	[19,236,000]	[12,805,551]	[6,430,449]
民間補助金収入	6,354,000	5,737,551	616,449
国庫等助成金	12,882,000	7,068,000	5,814,000
寄付金収入	[600,000]	[446,312]	[153,688]
寄付金収入	0	300,000	△ 300,000
募金収入	600,000	146,312	453,688
雑収入	[1,000]	[282]	[718]
受取利息	1,000	282	718
事業活動収入計	59,957,800	44,700,945	15,256,855
2. 事業活動支出			
事業費	[38,735,951]	[30,184,348]	[8,551,603]
コパイト	2,518,260	1,517,786	1,000,474
パシフィック	366,300	551,430	△ 185,130
参加賞	454,200	588,596	△ 134,396
トロフィ	301,028	332,210	△ 31,182
保険代	26,372	45,240	△ 18,868
交通費	405,800	192,352	213,448
宿泊費	42,000	3,339,908	△ 3,297,908
郵送費	210,000	231,613	△ 21,613
雑費	607,321	3,291,424	△ 2,684,103
諸謝金	2,362,000	1,583,434	778,566
旅費	2,985,409	477,325	2,508,084
渡航費	2,360,260	1,982,344	377,916
滞航費	2,762,800	2,307,197	455,603
借料及び損	2,556,396	1,336,050	1,220,346
消費用品費	556,162	1,516	554,646
スボ一ツ用品費	379,704	211,420	168,284
備用品費	250,000	29,700	220,300
印刷費	5,056,644	2,581,023	2,475,621
通信費	133,485	922,171	△ 788,686
通費	0	4,000	△ 4,000
会費	9,188,560	5,978,601	3,209,959
雑費	32,000	178,546	△ 146,546
その他	26,343	0	26,343

科 目	予算額	決算額	差 異
対 象 外 経 費	3,939,237	1,684,962	2,254,275
給 付 金 支 出	900,000	815,500	84,500
雑 支 出	315,670	0	315,670
管 理 費	[19,821,849]	[17,870,960]	[1,950,889]
給 費 交 通 与	10,202,000	10,296,294	△ 94,294
旅 費 信 運 搬 費	900,000	1,442,506	△ 542,506
通 信 運 搬 費	764,000	218,809	545,191
会 議 器 備 品 費	38,000	0	38,000
消 耗 什 器 備 品 費	500,000	547,788	△ 47,788
印 刷 製 本 費	417,849	3,234	414,615
光 熱 水 料 費	250,000	94,484	155,516
賃 借 保 險 料	2,400,000	2,057,226	342,774
社 会 保 險 支 出	2,000,000	1,513,971	486,029
負 担 金	700,000	679,205	20,795
公 認 会 計 士 他 費 用	150,000	150,000	0
公 益 法 人 関 連 費 用	250,000	264,000	△ 14,000
登 記 費	150,000	74,730	75,270
雑 費	1,100,000	528,713	571,287
事業活動支出計	58,557,800	48,055,308	10,502,492
事業活動収支差額	1,400,000	△ 3,354,363	4,754,363
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特 定 預 金 取 崩 収 入	[0]	[4,800,000]	[△ 4,800,000]
国際大会開催引当預金取崩収入	0	2,400,000	△ 2,400,000
新事務所保証金引当預金収入	0	2,400,000	△ 2,400,000
保証金戻り収入	[0]	[200,000]	[△ 200,000]
投資活動収入計	0	5,000,000	△ 5,000,000
2. 投資活動支出			
特 定 預 金 支 出	[1,400,000]	[0]	[1,400,000]
退職給付引当預金支出	100,000	0	100,000
大会開催引当預金支出	100,000	0	100,000
トレセン建設引当預金支出	200,000	0	200,000
スポーツラボ引当預金支出	1,000,000	0	1,000,000
保証金支出	[0]	[378,000]	[△ 378,000]
投資活動支出計	1,400,000	378,000	1,022,000
投資活動収支差額	△ 1,400,000	4,622,000	△ 6,022,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	1,267,637	△ 1,267,637
前期繰越収支差額	0	21,989,780	△ 21,989,780
次期繰越収支差額	0	23,257,417	△ 23,257,417

収支計算書内訳表

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

(単位:円)

科 目				合 計
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	[0]	[0]	[2,734]	[2,734]
基本財産利息収入	0	0	2,734	2,734
会費収入	[8,941,893]	[0]	[8,941,892]	[17,883,785]
正会員会費収入	194,400	0	194,400	388,800
賛助会員個人会費収入	4,203,493	0	4,203,492	8,406,985
賛助会員団体会費収入	2,667,400	0	2,667,400	5,334,800
特別会員会費収入	487,500	0	487,500	975,000
加盟料	305,000	0	305,000	610,000
公認料	1,084,100	0	1,084,100	2,168,200
事業収入	[13,562,281]	[0]	[0]	[13,562,281]
補助金・委託金等収入	3,548,000	0	0	3,548,000
協賛金収入	1,696,500	0	0	1,696,500
参加料収入	225,000	0	0	225,000
その他の収入	7,594,521	0	0	7,594,521
雑収入	141,160	0	0	141,160
補助金等収入	357,100	0	0	357,100
補助金等収入	[12,805,551]	[0]	[0]	[12,805,551]
民間補助金収入	5,737,551	0	0	5,737,551
国庫等助成金	7,068,000	0	0	7,068,000
寄付金収入	[446,312]	[0]	[0]	[446,312]
募付金収入	300,000	0	0	300,000
雑収入	146,312	0	0	146,312
受取利息	[0]	[0]	[282]	[282]
事業活動収入計	35,756,037	0	8,944,908	44,700,945
2. 事業活動支出				
事業費	[30,184,348]	[0]	[0]	[30,184,348]
コピープリント	1,517,786	0	0	1,517,786
パソコン	551,430	0	0	551,430
参加賞	588,596	0	0	588,596
トロフィー・メダル	332,210	0	0	332,210
保険代	45,240	0	0	45,240
交通費	192,352	0	0	192,352
宿泊費	3,339,908	0	0	3,339,908
郵便費	231,613	0	0	231,613
雑費	3,291,424	0	0	3,291,424
諸謝金	1,583,434	0	0	1,583,434
旅費	477,325	0	0	477,325
渡航費	1,982,344	0	0	1,982,344
滞在費	2,307,197	0	0	2,307,197
借料及び損料	1,336,050	0	0	1,336,050
消耗品費	1,516	0	0	1,516
スポンジ用品	211,420	0	0	211,420
備品費	29,700	0	0	29,700
印刷製本費	2,581,023	0	0	2,581,023
通信運搬費	922,171	0	0	922,171
会議費	4,000	0	0	4,000
雑務費	5,978,601	0	0	5,978,601
保険料	178,546	0	0	178,546
対象外経費	1,684,962	0	0	1,684,962
給付金支出	815,500	0	0	815,500
管 理 費	[12,939,452]	[0]	[4,931,508]	[17,870,960]
給与	8,237,036	0	2,059,258	10,296,294
旅費	1,154,005	0	288,501	1,442,506
通信運搬費	175,047	0	43,762	218,809
消耗什器備品	438,231	0	109,557	547,788
印刷製本費	2,587	0	647	3,234
光熱水料	75,588	0	18,896	94,484
賃貸借料	1,645,781	0	411,445	2,057,226
社負担金	1,211,177	0	302,794	1,513,971
負債	0	0	679,205	679,205
公認会計士他費用	0	0	150,000	150,000

科 目	公 益 目 的 事 業			合 計
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
公益法人関連費用	0	0	264,000	264,000
登記費用	0	0	74,730	74,730
雑費	0	0	528,713	528,713
事業活動支出計	43,123,800	0	4,931,508	48,055,308
事業活動収支差額	△ 7,367,763	0	4,013,400	△ 3,354,363
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定預金取崩収入	[2,400,000]	[0]	[2,400,000]	[4,800,000]
国際大会開催引当預金取崩収入	2,400,000	0	0	2,400,000
新事務所保証金引当預金収入	0	0	2,400,000	2,400,000
保証金戻り収入	[0]	[0]	[200,000]	[200,000]
投資活動収入計	2,400,000	0	2,600,000	5,000,000
2. 投資活動支出				
保証金支出	[0]	[0]	[378,000]	[378,000]
投資活動支出計	0	0	378,000	378,000
投資活動収支差額	2,400,000	0	2,222,000	4,622,000
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
当期収支差額	△ 4,967,763	0	6,235,400	1,267,637
前期繰越収支差額	△ 20,826,980	0	42,816,760	21,989,780
次期繰越収支差額	△ 25,794,743	0	49,052,160	23,257,417

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲 ----- 現金預金、未収金、未払金、前払金、前受金、仮払金、仮受金、預り金
なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内容

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	18,702,247	26,884,506
前払金	1,328,767	504,835
未収金	10,699,260	1,654,601
合 計(1)	30,730,274	29,043,942
未払金	2,061,294	1,531,410
前受金	5,799,200	4,039,800
預り金	880,000	215,315
合 計(2)	8,740,494	5,786,525
次期繰越収支差額(1)－(2)	21,989,780	23,257,417

独立監査人の監査報告書

令和 2年5月8日

公益社団法人 日本スカッシュ協会
理事会 御中

十川公認会計士事務所

公認会計士

十川 稔 

<財務諸表監査>

監査意見

私は、貴社団法人の委嘱に基づき、公益社団法人日本スカッシュ協会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの平成31年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これは、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、貴社団法人の委嘱に基づき、公益社団法人日本スカッシュ協会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの平成31年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

公益社団法人日本スカッシュ協会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

2020年5月8日

公益社団法人日本スカッシュ協会
会長 笠原 一也 殿

公益社団法人 日本スカッシュ協会

監事 友清 敏和 
監事 山岸 和幸 

私たち監事は、公益社団法人日本スカッシュ協会の2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

- (1) 理事の職務並びに事業報告及びその附属明細書の監査については、理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧その他必要と思われる監査手続きを実施して、理事の職務の遂行並びに事業報告及びその附属明細書の妥当性を検討しました。
- (2) 財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録の監査については、独立監査人から監査実施状況及び結果について報告を受け、財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 事業報告及びその附属明細書に関する監査結果
事業報告及び附属明細書は、法令又は定款に従い当法人の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 理事の職務の遂行に関する監査結果
当法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録に関する監査結果
財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録は当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めます。また、独立監査人の監査方法及び結果は、相当であると認めます。

以上

公益社団法人日本スカッシュ協会定款の一部変更
定款変更の新旧対照表

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>第4章 社員総会 (議決)</p> <p>第17条</p> <p>3 ...<u>得票数が同じであるときは、くじで定める。</u></p> <p>第5章 役員 (役員を設置)</p> <p>第19条</p> <p>(1) 理事 10名以上<u>20名以内</u></p> <p>2 ...副会長1名、<u>専務理事1名</u>をおくことができる。</p> <p>3 ...<u>専務理事をおいた場合には専務理事及び常務理事をもって、専務理事をおかない場合には常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</u></p> <p>(役員を選任)</p> <p>第20条</p> <p>3 <u>理事の就任時の年齢は、70歳までとする。</u> <u>ただし、役員候補者選考委員会が、知識、経験、実績、能力等において他に代わり得る者がいないと判断した理事については、就任時の年齢を75歳までとすることができる。この場合には就任(再任)の度ごとに役員候補者選考委員会の判断を経なければならない。</u></p> <p>4 <u>理事の再任回数は4回まで(在任期間合計が10年まで)とする。ただし、役員候補者選考委員会が、知識、経験、実績、能力等において他に代わり得る者がいないと判断した理事については、4回を超えてさらに2回までは再任することができる。この場合には再任の度ごとに役員候補者選考委員会の判断を経なければならない。理事在任期間が合計で10年に達した者は、その任期終了から4年を経過したときは、再び理事に選任されることができ、その後の再任回数については本項の規定を適用する。</u></p> <p>附則</p> <p>4 <u>第20条第4項の規定は、2022年度の理事選任時から適用する。</u></p>	<p>第4章 社員総会 (議決)</p> <p>第17条</p> <p>3 ...追加</p> <p>第5章 役員 (役員を設置)</p> <p>第19条</p> <p>(1) 理事 10名以上15名以内</p> <p>2 ...副会長1名をおくことができる。</p> <p>3 ...<u>常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</u></p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>

公益社団法人日本スカッシュ協会定款

公益社団法人日本スカッシュ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本スカッシュ協会と称する。英訳名は、JAPAN SQUASH ASSOCIATION と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるスカッシュ競技を統括し、当該競技の普及及び振興を図り、もって我が国におけるスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スカッシュ競技の普及に関すること。
- (2) 我が国のスカッシュ競技に係る競技力の向上に関すること。
- (3) スカッシュ競技に係る競技大会に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 都道府県におけるスカッシュ競技を統括する団体の代表者及び理事会において選任され総会で承認を受けた者
- (2) 賛助会員 当法人の活動に協賛する個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に特に功労のあった者で社員総会の議決を経て推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の

目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決)

第17条 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の事項にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の決議権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。得票数が同じであるときは、くじで定める。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、議事録作成者並びに出席した代表理事（代表理事が欠席の場合は総会で指名又は選任された理事2名）は、前項の議事録に署名捺印又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、若干名を常務理事とする。副会長1名を、専務理事1名をおくことができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をおいた場合には専務理事及び常務理事をもって、専務理事をおかない場合に

は常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事の就任時の年齢は、70歳までとする。ただし、役員候補者選考委員会が、知識、経験、実績、能力等において他に代わり得る者がいないと判断した理事については、就任時の年齢を75歳までとすることができる。この場合には就任(再任)の度ごとに役員候補者選考委員会の判断を経なければならない。

4 理事の再任回数は4回まで(在任期間合計が10年まで)とする。ただし、役員候補者選考委員会が、知識、経験、実績、能力等において他に代わり得る者がいないと判断した理事については、4回を超えてさらに2回までは再任することができる。この場合には再任の度ごとに役員候補者選考委員会の判断を経なければならない。理事在任期間が合計で10年に達した者は、その任期終了から4年を経過したときは、再び理事に選任されることができ、その後の再任回数については本項の規定を適用する。

第21条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第22条 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第23条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2の承認を要する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(名誉総裁、名誉会長、顧問及び運営委員)

第29条 この法人に、名誉総裁1名、名誉会長1名並びに顧問及び運営委員を若干名置くことができる。

2 名誉総裁、名誉会長、並びに顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 運営委員は、次の職務を行う。

(1) 常務理事を補佐すること。

4 名誉総裁、名誉会長、顧問、運営委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 名誉総裁、名誉会長、顧問、運営委員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した代表理事（代表理事が欠席の場合は出席した理事全員）及び監事は、前項の議事録に署名捺印又は記名押印する。

(運営委員会)

第35条 この法人に運営委員会を置く。

2 前項の委員会は、常務理事と運営委員で構成する。

3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。

(2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。

(3) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること。

4 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第36条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(剰余金)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、上記のとおりです。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(基金)

第42条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をできない場合は官報に掲載する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は藤ヶ崎訥美とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 第20条第4項の規定は、2022年度の理事選任時から適用する。

別表 基本財産（第36条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金 15,432,092	りそな銀行神田支店 8,309,208 シティーバンク大手町支店 2,020,024 三菱東京UFJ銀行神田支店 5,102,860

2020年度2021年度公益社団法人日本スカッシュ協会役員

役職	再新任	氏名	職業・委員会等	任期	常勤・非常勤
理事(会長)	新任	北澤 猛	ゼビオホールディングス株式会社/取締役	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事(副会長)	再任	川原 貴	元国立スポーツ科学センター長 JOC選手強化本部情報・医・科学専門部会長	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	再任	潮木 仁	選手強化委員長 (株)スポーツステーション・ジン/ 代表取締役社長 JOC選手強化本部委員	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	再任	大根田 芳浩	競技委員長 大根田電機(株)/代表取締役社長	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	再任	小幡 博	地区対策委員長/北海道支部長 セントラルウェルネスクラブ札幌勤務/インストラクター	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	再任	神谷 典子	(公社)日本スカッシュ協会/事務局長 総務委員長/国際部長 JOC総務本部委員	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	常勤
理事(常務理事)	再任	日向 孝知	規則公認委員長/広報委員長 (株)システナ/フレームワークデザイン本部	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	再任	宮城島真知子	普及渉外委員長 Be-Win(株)/代表取締役社長 特定非営利活動法人日本ワールドゲームズ協会 理事 JOCユニバーシアード委員	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	新任	南部 吉秀	キャンソ株式会社/インクジェット事業本部	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	新任	岡部 道彦	広告代理店/総務部	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	新任	大谷 真	株式会社内田洋行/首都圏営業部長	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事	再任	渡邊 祥広	T&Wカンパニー(株)/代表取締役	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事	再任	三枝 佳紀	セントラルスポーツ(株)/レジャー事業部長	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事	再任	師岡 文男	スポーツ庁参与/スポーツアコード元理事/国際ワールドゲームズ協会元理事/上智大学名誉教授	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事	再任	柳谷 登志雄	順天堂大学 スポーツ健康学科准教授 日本陸上連盟JOC強化スタッフ	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事	再任	水嶋 章陽	九州医療スポーツ専門学校理事	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事	再任	出口 陽万	元関西支部支部長 AIG損害保険株式会社 勤務	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事	新任	麻野 琢也	円崎興業有限会社/取締役	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事	新任	植松 大介	学校法人後藤学園 武蔵丘短期大学/準教授	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
理事	新任	中川 慶之	株式会社マドレー	令和2年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤

監事	再任	友清 敏和	元持田シーメンスメディカルシステム(株)/ 取締役	平成30年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤
監事	再任	山岸 和彦	あさひ法律事務所/弁護士	平成30年6月定時総会日～ 令和4年定時総会終結日	非常勤

現在、役員に報酬・退職金等は支給しておらず、今後も支給する予定はない。

2020年度正会員名簿

2020年度(36名)

氏名
小幡 博
鈴木 康之
柴田 亮介
熊田 康宏
大根田 芳浩
潮木 仁
濱野 昭彦
日向 孝知
古川 泰久
神谷 典子
滝田 晃嗣
梶田 幸子
土田 博史
丹埜 倫
宮城島 眞知子
高橋 徹
町田 信行
岡田 真弥

氏名
吉田 隆二
西尾 竹英
松岡 克夫
石川 由華子
足立 美由紀
丹羽 拓史
高木 あきみ
崎浜 秀策
杉本 和子
二瓶 雅美
武本 清孝
芦谷 誠治
山本 大介
宮武 俊輔
吉田 尚弘
河原 健一
齋藤 智一
川原 貴

公益社団法人日本スカッシュ協会運営規則の一部変更 (追加)

運営規則変更の新旧対照表

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>第3章 役員・常務理事・運営委員 (役員選任基準)</p> <p>第6条</p> <p>1 定款第19条が定める定数10名以上<u>20名以内</u>の理事の選任にあたっては、以下の基準を考慮し、<u>性別その他の要素を勘案したバランスのとれた構成</u>とすることが望ましいものとする。</p> <p>① この法人の事業遂行に必要な専門的事項に造詣の深い者 5名以上<u>10名以内</u></p> <p>② 学識経験者その他高い識見を有する者、又はスポーツ団体若しくは法人の運営管理に造詣の深い者 5名以上<u>10名以内</u></p> <p>(役員の再任・立候補)</p> <p>第9条</p> <p>2 <u>立候補の届出期間は、理事会が別段の定めをした場合を除き、役員改選が行われる当該年度の4月中とする。</u></p> <p>第4章 専門委員会 (専門委員会)</p> <p>第10条</p> <p>2 <u>理事会は、必要があるときは、前項の専門委員会のほか、新たに専門委員会を設け、または設けた専門委員会を廃止もしくは統合することができる。</u></p> <p>第7章 利益相反</p> <p><u>第18条 本協会の理事は、理事会の承認がある場合を除き、本協会と利益相反する取引を行ってはならない。理事会の承認にあたっては、当該理事その他の関係者から取引内容の詳細について開示を受けた上、取引の公正性が確保されるよう慎重に検討しなければならない。当該取引において本協会との間で特別の利害関係を有する理事は、理事会の当該議案の議決において議決権を有しない。</u></p> <p>第8章 第9章 第10章</p>	<p>第3章 役員・常務理事・運営委員 (役員選任基準)</p> <p>第6条</p> <p>1 定款第19条が定める定数10名以上15名以内の理事の選任にあたっては、以下の基準を考慮し、構成バランスを目安とすることが望ましいものとする。</p> <p>① この法人の事業遂行に必要な専門的事項に造詣の深い者 5名以上7名以内</p> <p>② 学識経験者その他高い識見を有する者、又はスポーツ団体若しくは法人の運営管理に造詣の深い者 5名以上8名以内</p> <p>(役員の再任・立候補)</p> <p>第9条 (追加)</p> <p>第4章 専門委員会 (専門委員会)</p> <p>第10条 (新設)</p> <p>第7章 (新設)</p> <p>第8章 第9章</p>

公益社団法人日本スカッシュ協会 運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この運営規則は、公益社団法人日本スカッシュ協会定款に基づき、この法人(以下「本協会」という。)の組織、運営に関する細則を定めることを目的とする。

第2章 会 員

(加入基準)

第2条 会員は、本協会の目的に賛同して入会し、又は本協会の事業を援助する個人又は法人その他の団体とする。

(会員種別)

第3条 定款第5条に基づく会員種別の内容は次のとおりとする。

- ① 正会員は、都道府県におけるスカッシュ競技を統括する団体の代表者及び理事会において選任され総会で承認を受けた者により構成される。
- ② 賛助会員は、プレミアムパートナー会員(団体)、団体会員、準団体会員、クラブチーム会員、プレミアムパートナー会員(個人)、プロ選手会員、個人選手会員、ジュニア会員、学連会員、レフリー・コーチ会員、一般会員、後援会員、普及協力会員により構成される。

(会員会費納入)

第4条 会員は、次に定める会員会費を納入する。

- ① 正会員は、次に定める負担金を納入する。

年額 13,000 円

- ② 賛助会員は、次に定める会員会費を納入する。

プレミアムパートナー会員(団体) 1口 100,000 円

団体会員 入会金 65,000 円、年会費(1口)65,000 円

準団体会員 年会費(1口) 26,000 円

クラブチーム会員 年会費(1口) 26,000 円

プレミアムパートナー会員(個人) 1口 50,000 円

プロ選手会員 年会費 18,000 円

(プロ選手/海外国籍) 年会費 10,000 円

個人選手会員 年会費 10,000 円

ジュニア会員 年会費 4,800 円

(ジュニア/小学生) 年会費 3,600 円

レフリー・コーチ会員 年会費 4,500 円

一般会員 年会費 4,500 円

後援会員 年会費 4,500 円

学連会員 年会費 無料 (別途一括納入)

普及協力会員 年会費 無料

*年度末の1月から3月の間の会員登録及び該当期間に開催される公認及び承認大会に参加する為の会員登録に関しては、種別を問わず通常の半額とする。

③ プロ選手会員、個人選手会員、及び一般会員は、会費納入を履行していない場合は、当該年度の本協会の主催及び公認大会に出場することができない。

④ 全国のブロック地区を統括する団体(地区支部・全日本学連)及び都府県を統括する団体(都府県支部・関東及び関西学連、その他学連)は、本協会に加盟することができる。加盟金として地区支部及び全日本学連 50,000 円(1 団体/年)、都府県支部及び関東・関西学連 30,000 円(1 団体/年)を納入する。その他学連は免除とする。但し、加盟には理事会の承認を必要とする。

(会費の使途)

第5条 第4条の入会金、年会費及び加盟金、公認料は、毎事業年度における合計額の50%以下を当該年度の法人会計に使用する。

第3章 役員・常務理事・運営委員

(役員選任基準)

第6条

- 1 定款第19条が定める定数10名以上20名以内の理事の選任にあたっては、以下の基準を考慮し、性別その他の要素を勘案したバランスのとれた構成とすることが望ましいものとする。
 - ① この法人の事業遂行に必要な専門的事項に造詣の深い者
5名以上10名以内
 - ② 学識経験者その他高い識見を有する者、又はスポーツ団体若しくは法人の運営管理に造詣の深い者
5名以上10名以内
- 2 理事及び監事は、本協会の社員であることを要しない。

(常務理事)

第7条 理事のうち若干名は、理事会が推薦し会長が委嘱して常務理事の任に当たる。常務理事は理事会の委任を受けて本協会の日常業務を決定執行する。

(運営委員)

第8条

- 1 常務理事を補佐するため運営委員を置く。運営委員は業務上必要とする若干名にとどめ、何れかの専門委員会に属しその任に当たる。
- 2 常務理事と運営委員とは協力して運営委員会を構成し、運営委員は常務理事を補佐する。
- 3 各専門委員会の委員長はすべて運営委員に任じ、加えて各地区支部及び都府県支部の代表者及び団体役員並びに学連の代表者のうちから理事会の推薦する者若干名と会長が推薦する者若干名が会長の任免の下に運営委員になる。

(役員の新任・立候補)

第9条 理事会は、議案として総会の議に付すべき理事及び監事候補者名簿を作成する。その際立候補者は正会員 3名のそれぞれ独立した書面による推薦状と立候補届けとを、所定の日時までに事務局長に手交又は書留郵便にて提出する。但し再任、重任者となる立候補者はこの手続きを省略できる。

- 2 立候補の届出期間は、理事会が別段の定めをした場合を除き、役員改選が行われる当該年度の4月中とする。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第10条

- 1 事業遂行に必要な専門的事項を処理するため次の専門委員会をおき、所管事項について立案・審議し、理事会の承認を得た上でその内容を実施する。
 - ① 規則公認委員会
 - ② 選手強化委員会
 - ③ 競技委員会
 - ④ 総務委員会
 - ⑤ 普及渉外委員会
- 2 理事会は、必要があるときは、前項の専門委員会のほか、新たに専門委員会を設け、または設けた専門委員会を廃止もしくは統合することができる。
- 3 各委員会の委員長は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
専門委員会に、副委員長をおくときは、委員長がこれを指名する。
- 4 各専門委員会の委員数は委員長を含む20名以内とする。
- 5 委員の任期は、定款第26条の規定を準用する。
- 6 会長の指示があれば顧問は各専門委員会に出席、発言する

(規則公認委員会)

第11条 規則公認委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会・コート・ボール・用具等の公認に関すること。
- ② 競技ルール、大会運営ルール、ポイント制度等規則に関すること。

(選手強化委員会)

第12条 選手強化委員会は次の事項を所管する。

- ① 海外大会日本代表選手の選考。
- ② ナショナルチームの選手強化に関する事。
- ③ ジュニアの選手強化に関する事。
- ④ マスターズの選手強化に関する事。
- ⑤ 学生の選手強化に関する事。
- ⑥ スポーツ医学に関する事。
- ⑦ コーチ制度及び育成に関する事。

(競技委員会)

第13条 競技委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会運営に関する事。
- ② 審判制度及び育成に関する事。

(総務委員会)

第14条 総務委員会は次の事項を所管する。

- ① 会員管理に関する事。
- ② 地区組織の充実にに関する事。
- ③ 財務経理に関する事。
- ④ 事務局に関する事。
- ⑤ 機関誌・広報に関する事。
- ⑥ 総合的企画運営に関する事。
- ⑦ 世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、各国協会、国際プレーヤーズ協会等海外との連絡調整に関する事。

(普及渉外委員会)

第15条 普及渉外委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会等のスポンサー対策及びその増進に関する事。
- ② スカッシュの普及イベントに関する事。
- ③ 会員の増加のための活動に関する事。
- ④ 生涯スポーツとしてのジュニア・一般・マスターズの普及振興に関する事。
- ⑤ 環境対策に関する事。

第5章 登 録

(選手登録)

第16条

- 1 本協会並びに地区支部が主催又は公認する競技会に、競技者として参加しようとする者は、原則として、日本国籍を有し別に定める規定による登録手続きを完了した選手でなければならない。
但し、日本国籍を有しない者で、ひきつづき3か月以上国内に居住する者については同様の扱いとする。
- 2 登録に関する規定及びアマチュア資格に関する規定は別に定める。

第6章 スポーツ仲裁

第17条 本協会のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

第7章 利益相反

第18条 本協会の理事は、理事会の承認がある場合を除き、本協会と利益相反する取引を行ってはならない。理事会の承認にあたっては、当該理事その他の関係者から取引内容の詳細について開示を受けた上、取引の公正性が確保されるよう慎重に検討しなければならない。当該取引において本協会との間で特別の利害関係を有する理事は、理事会の当該議案の議決において議決権を有しない。

第8章 細則

第19条 各種細則の制定、廃止については、運営委員会にて検討の上原案を作成し、理事会の承認を得るものとする。

各種細則の内容の一部変更について、その変更が急を要し、理事会の承認を得ることが時間的に困難な場合には、事後に理事会の承認を求めるものとする。但し、理事会の事後承認が得られなかった時は、その変更は効力を有しないものとする。

第9章 会議へのオブザーバー参加

(会議へのオブザーバー参加)

第20条 本協会の組織の会議について、当該会議体の構成員でない正会員が傍聴を希望する場合、事前に当該会議体の議長から文書で傍聴の許可を受けた者はその会議を傍聴する事ができる。又議長から傍聴の依頼を受けた者(これら傍聴者を以下オブザーバーという)は許可の手続きなしで傍聴できる。

オブザーバーは議長の許可を受けた場合のみ発言でき、発言時間、内容等議長の指示に従う。議長から退席を求められた場合は直ちに退席しなければならない。

第10章 規則の改正

(規則の改正)

第 21 条 この規則は、本協会の理事会の議決により改正することができる。

付 則

- 1 この規則にいう全国の地区支部は次のとおりとする。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日より地区支部は本協会とは独立した組織とし、公益社団法人日本スカッシュ協会(移行認定後)の支部名は名乗らないこととする。

日本スカッシュ協会北海道支部	北海道
日本スカッシュ協会東北支部	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
日本スカッシュ協会関東支部	東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県
日本スカッシュ協会中部支部	愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県
日本スカッシュ協会関西支部	大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県
日本スカッシュ協会中国四国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
日本スカッシュ協会九州支部	福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

- 3 この規則は、公益法人の登記の日から施行する。

(平成 22 年 11 月 9 日理事会決議)

(平成 23 年 1 月 20 日改訂理事会決議)

(平成 24 年 6 月 9 日改訂理事会・総会決議)

(平成 26 年 1 月 10 日改訂理事会決議)
(平成 26 年 12 月 21 日改訂理事会決議)
(平成 27 年 5 月 30 日改訂理事会決議)
(平成 28 年 3 月 13 日改訂理事会決議)
(平成 28 年 7 月 16 日改訂理事会決議)
(平成 29 年 10 月 21 日改訂理事会決議)
(平成 30 年 5 月 26 日改訂理事会決議)
(令和 2 年 3 月 9 日改訂理事会決議)

役員候補者選考規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という。）定款及び運営規則に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の選考に必要な事項を定める。

第2章 役員候補者選考委員会

(役員候補者選考委員会の設置)

第2条 運営規則第10条第2項に基づき、理事会決議によって、専門委員会として役員候補者選考委員会を置く。

(所管事項)

第3条 役員候補者選考委員会は次の事項を所管する。

- ① 理事会が総会の議に付すべき議案として作成する役員候補者名簿の準備、検討、意見具申に関すること。
- ② 役員の選任及び解任等に関して理事会から委嘱された事項についての意見具申に関すること。
- ③ 役員の選任のための選挙管理に関すること。

第3章 選挙

(役員選挙の公示、立候補の受付、議案の提出)

第4条 本協会の役員の立候補は、運営規則第9条の定める手続きによって行う。推薦人となる正会員は、複数の理事候補者又は複数の監事候補者の推薦人となることはできず、この規程に違反した複数の推薦状が提出された場合、いずれの推薦状も有効なものとは扱われないものとする。

2 役員選考委員会は、前項によって受け付けられた役員立候補者（以下「役員立候補者」という。）を理事会に報告する。

3 理事会は、決議により、定款第19条及び運営規則第6条に基づいて、役員立候補者から総会の議に付すべき理事会提出議案とする役員候補者名簿を決定する。

4 役員選考委員会は、役員立候補者全員に対し、前項の理事会決議の内容を通知する。

5 理事会は、第4項で決定した役員候補者名簿に基づき、理事会提出議案として役員選任議案を社員総会に提出する。役員立候補者のうち、第4項の理事会が決定した役員候補

者名簿に登載されなかった立候補者は、理事会提案の役員候補者名簿に含まれない候補者として、その議案を総会の議に付すものとする。

(選挙の実施)

第5条 役員を選任する議案の決議は、定款第17条第3項の定める手続きによって行う。

2 投票は記名式とする。投票用紙に記載されている各候補者に対して、選任賛成の場合には記号○を、選任反対の場合には記号×を記入する。各選任議案について、賛成、反対のいずれの表示もないときは、当該投票者はその議案の決議に参加しなかったものとみなす。

3 投票の有効性の判定は役員選考委員会の判断によるものとする。

(その他)

第6条 本規程に定める他、役員を選考に関する必要な事項は、理事会において定める。

附 則

本規程は、令和2年5月24日より施行する。

2019 年度スカッシュ応援募金等活動等報告

<2019 年度スカッシュ応援募金>

8 月 14 日	村上 祐紀 様	3,000 円
11 月 17 日	千葉災害募金	18,870 円
2 月 14 日	ササキユミコ 様	100,000 円
3 月 31 日	大根田電機 様	43,312 円

計 165,182 円

内、12 月 3 日 千葉県災害募金は鋸南町へ振込済 18,870 円

残募金金額 146,312 円

公益社団法人日本スカッシュ協会

(公社)日本スカッシュ協会のアクションプラン活動等における「スカッシュ応援募金」へのご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、2019 年度の募金内容をご報告致します。

ご協力頂きました募金に関しましては、今後の選手強化事業に活用させていただきます。

又、台風による被害を受けました千葉県鋸南町への募金にもご協力頂きまして、誠に有難うございました。千葉県鋸南町役場宛てに送付させて頂きました。厚く御礼申し上げます。

未曾有の新型コロナ感染拡大防止による活動自粛中ですが、(公社)日本スカッシュ協会では、スカッシュの光を見失う事なく世界で活躍出来る選手の育成強化に向けて力を注いでまいります。引き続き尚一層のご支援ご協力を賜りますように切にお願い申し上げます。



公益社団法人 日本スカッシュ協会

JAPAN SQUASH ASSOCIATION

60-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 Japan Sport Olympic Square
1 Sport Olympic Square, 4-2, Kasumigaoka-machi, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0013, JAPAN

TEL: 03(6384)5788 FAX: 03(6384)5888

http://squash.or.jp E-Mail: squash@japan.email.ne.jp

COVID19 による 2020 年度事業計画案 及び予算案の変更と調整 について

例年の通り、3 月の理事会にて承認された次年度事業計画案と予算案の報告を、ここに提出させていただきますが、皆様ご承知の通り、新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態宣言が発令されて以来、協会の事業、競技活動は停止をしており、計画、予算案にすでに大きな影響が出ております。

皆様には、この事態にご理解をいただくべく、今回の報告には今後修正が加わりますことをご理解、ご承認いただけますようお願い致します。

現時点で分かっているだけでも、会員登録の減少、大幅な助成金の減額により、すでに大きな減収が見込まれております。まずは、経費の節減に努めております。現在少しずつ活動に回復の兆しが見えて参りました。必ずスカッシュ愛好者が一丸となって活動が再開出来る日が訪れると信じて準備を重ねていきたいと思っております。そのためには皆様のご協力が必要です。以上、現状をご理解いただきまして、皆様には引き続き日本スカッシュ協会へのご支援を継続していただけますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(公社)日本スカッシュ協会

スカッシュを応援します！

- * ミズノ株式会社 * グローブライド株式会社 * 株式会社ダンロップスポーツマーケティング * 株式会社ダイナム
- * 大塚製薬株式会社 * アサヒグループホールディングス株式会社 * セントラルスポーツ株式会社
- * 株式会社ルネサンス * ラケットショップミスターニック * HEAD Japan * Jcourt * OEC * 株式会社Be-Win
- * 株式会社エスキューブ * パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社 * 株式会社ティップネス
- * グラDESTAO株式会社 * 株式会社スポーツステーション・ジン * 株式会社ヤマナカシャツ
- * 株式会社サンワ * スカッシュマジック有限会社 * Sunset Breeze Hota * Squash-Life 有限会社ポスト*
- * 九州医療スポーツ専門学校 * 株式会社PR TIMES * 株式会社Greetings * MailMate.jp
- * 株式会社ヨタオートモールクリエイト * AGC 株式会社

(1) スカッシュ競技の普及に関する事業**① スカッシュデー・スカッシュウィークの実施**

主催：(公社) 日本スカッシュ協会

主管：全国のスポーツクラブ及び地区支部等

日程：<スカッシュデー><スカッシュウィーク>

※これまで2月11日の協会設立記念日前後の2週間で実施してきたが、世界スカッシュ連盟のワールドスカッシュデーのイベントとの連携させ相乗効果を図るため、2019年度より10月10日をスカッシュデーとし、スカッシュウィークを10月3日～18日とする。

会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート等

目的：より多くの方々にスカッシュを体験し楽しんでもらう機会を設ける

対象：一般の方、だれでも参加可能。

参加予定人数：約2,000名

内容：体験会、試打会、ヒッティングパートナー、レッスン体験、ゲーム体験等

※将来的にはクラブ対抗やチーム戦などを取り入れリーグに発展させる意向。

② 広報活動

イ) 広報機関誌<SQUASH>の発行(年2回)

(令和2年度スポーツ振興くじ助成申請中)

Vol. 87(夏の号)7月 Vol. 88(冬の号)令和3年2月発行予定

ロ) ホームページの更新、管理

ハ) 日本スポーツ協会記者クラブやPR TIMESを利用したマスコミへのプレスリリースの発信

ニ) Facebook・TwitterなどSNSを利用した情報発信

③ 大会等のスポンサー対策及び年間協賛(プレミアムパートナー会員)の増進**④ 環境対策委員会にてJSAエコプロジェクトを推進する**

スカッシュの大会等におけるゴミの分別、マイカップ持参によるエコ活動推奨、及び環境ポスターの掲示を全国的に展開する。

⑤ エアースカッシュを活用した全国キャラバンを実施

体験者約5,000名を超えたエアースカッシュイベントの開催と支援。特に普及を必要とした地域で効果を出している。

⑥ 4面ガラスコートを活用して、全国各地の公の場所でスカッシュイベントを開催し、競技の認知度をあげ、興行として事業構築する。**(2) スカッシュ競技の競技力の向上に関する事業****① スカッシュの競技力向上に関する事業**

目的：国際大会でメダルを獲得できる選手の育成と強化を目的とする。

対象：各強化指定選手、候補選手、スカウト対象のジュニア選手、強化コーチ

内容：

イ) 選手強化委員会によるJSA強化指定選手の競技力強化と育成

- ロ) 次世代強化選手の発掘。＜ジュニアスカウトセレクション＞の実施
※ J S A強化選手や海外大会派遣選手選考基準を明文化する。
※多様化する選手の特性に合わせた育成を進める。

② ナショナルトレーニング及び強化合宿の開催

- 日程：＜ナショナルトレーニング＞月 1 回程度年間を通して実施予定
＜J S A強化合宿＞2021 年 3 月に実施予定
＜ジュニアキャンプ＞夏・秋・冬に開催予定
会場：サンセットブリーズ保田、他
目的：選手を育てる前に、人を育てる。
その上で東アジア選手権、アジア選手権、世界選手権など
派遣大会での入賞を目指す。
対象：ジュニア、シニアを問わず、代表選手、強化指定選手、指定候補選手、
学連選手も含め、強化対象に相応しい選手。
参加予定人数：各回 6～20 名前後を予定
内容：フィジカルチェック、コンディショニングゲーム、フィジカルトレーニング、
基本ショット及び戦術練習、ゲーム練習、等。

③ JSA 公認レベル T（普及トレーナー）及びレベル 1（コーチ）認定講習会と認定試験の開催と資格保持者の更新手続き

- 主催：（公社）日本スカッシュ協会
日程：年各 1～3 回開催予定（レベル T/4 月・10 月、レベル 1/5 月予定）
会場：未定
目的：スカッシュの知識と指導法を習得し、楽しめるスカッシュや、技術向上を
サポートできる人材を増やす。認定資格は 3 年毎に更新。
対象：レベル T---初心者の方の技術向上や練習仲間作りをサポート出来る方。
愛好者レベルで取得可。
レベル 1---一般的なクラブプレイヤーをコーチングする指導者。
レベル 2---上級プレイヤーを指導するインストラクター（作成中）
参加予定人数：各回 10 名前後を予定
内容：レベル T---スカッシュの基本知識の講義と基本ショットの実技
レベル 1---中級レベルの知識や、大会運営組織づくりを踏まえた講義と
初心者レッスンに必要な実技 筆記と実技試験にて認定
レベル 2---上級レベルの知識や戦術なども踏まえた講義とレッスンに
必要な実技 筆記と実技試験合格後、課題提出後に認定

④ （公社）日本スカッシュ協会コーチングワークショップ及びコーチミーティングの開催

- 主催：（公社）日本スカッシュ協会
日程：年 1～3 回開催（ワークショップ/9 月・2 月、ミーティング 3 月予定）
会場：未定
目的：選手育成に必要な情報を更新、共有し、クラブコーチの指導力を向上させ
ると同時に、国内のコーチング資格者のレベルアップを目指す。
対象：J S A公認レベル 1 コーチ
J S A公認スカッシュ普及トレーナー（レベル T）
J S A強化指定選手・強化指定候補選手・スカウト対象選手の指導者
J S A強化指定選手・強化指定候補選手・スカウト対象選手のご父兄の方

参加予定人数：10名前後を予定

⑤ JSA 公認審判講習会と認定試験の開催・資格更新手続き<2級・3級・4級>

主催：(公社)日本スカッシュ協会及び全国の地区都道府県支部

日程：全国にて年10回程度開催予定

会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート又は地区公共施設

目的：レフリー・マーカールの正しい知識を習得し、スカッシュ審判の一層の技術向上を目的とする。

対象：4級—一般、ジュニア等のスカッシュ経験が短い方等。

3級—スカッシュの競技歴が1年以上と認められる方等。

2級—スカッシュの競技歴が3年以上と認められる方等。

参加予定人数：各回10~30名前後を予定

内容：講習会にて、ルールやレフリー・マーカールのあり方、正しいジャッジ(判断)の進め方、トラブルの対処方法、観客や試合のコントロールについて学び、筆記試験とビデオを使った実技試験の点数により認定の合否が決められる。認定後の資格は3年毎に更新。

⑥ (公社)日本スカッシュ協会レフリーワークショップの開催

主催：(公社)日本スカッシュ協会

日程：年1~2回開催

会場：未定

目的：新しい情報を共有し、プレイヤーの疑問に答えながら、全国の審判レベルの向上、ジャッジのスタンダードを示し、統一化を目指す。

対象：JSA公認審判員

スカッシュのレフリーに興味がある方

参加予定人数：10名前後を予定

※大会等におけるレフリーの選考基準を明文化する。

(3) スカッシュ競技の競技大会に関する事業

① 協会主催の競技大会 ※日程、会場等は予定

イ) 第31回全日本アンダー23スカッシュ選手権大会

日程：6月6、7日

会場：さいたまスカッシュスタジアムSQ-CUBE

目的：日本のトッププレイヤーを目指す若いプレイヤーの育成強化

対象：23歳未満の男女

参加予定人数：約100名

内容：トーナメント戦

ロ) 第34回ジャパンジュニアオープンスカッシュ選手権大会

<ワールドジュニアサーキット(WSF世界連盟承認)>

<アジアジュニアスーパーシリーズ(ASFアジア連盟承認)>

日程：8月14~17日

会場：ヨコハマスカッシュスタジアムSQ-CUBE

目的：国内で海外のジュニア選手と対戦できる貴重な機会。国際交流と競技力向上を目的とする。

対象：男女アンダー19、17、15、13、11、9の選手
参加予定人数：約200名
内容：トーナメント戦

ハ) 第26回マスターズカーニバル

日程：10月17,18日(予定)
会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE
目的：マスターズ年代のスカッシュ愛好家による親睦を図り、スカッシュの試合を通じた楽しい仲間作りを目的とする。
また、「ワールドマスターズゲームズ関西2021」開催を視野に入れ、大会を盛り上げ2021年の体制を整える。
対象：男女オーバー30、40、50、60(初心者～ベテラン)
参加予定人数：約150名
内容：トーナメント及びリーグ制。ペアマッチ他。

ニ) 文部科学大臣杯争奪第49回全日本スカッシュ選手権大会 (冠は予定)

<令和2年度スポーツ振興基金助成申請中>
日程：11月20日～23日(予定)
会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE&トレッサ横浜
目的：1年を通して開催された公認大会、地区支部選手権を経て参加資格を得た優秀選手達による、国内最高峰の大会。その年の男女の日本チャンピオンが決定する。日本中から集まる競技者の交流と、競技力向上を目的とする。4面グラスコートを設置してより活発な広報活動につなげる。
対象：全国の公認大会における上位入賞者で、日本国籍を有する者、及び男女マスターズ(※国籍については、検討中)
参加予定人数：約200名
内容：トーナメント制

ホ) JOCジュニアオリンピックカップ第24回全日本ジュニアスカッシュ選手権大会
(冠は予定)

日程：2021年3月下旬
会場：未定
目的：日本のジュニア選手で年代別チャンピオンを競う大会であり、交流と技術向上を目的とする。U19の優勝者はJOCオリンピック有望選手研修会に指導者とともに参加できる。

対象：男女アンダー19、17、15、13、11、9の選手で、日本国籍を有する者
参加予定人数：約160名
内容：トーナメント制

② 海外大会日本代表派遣(予定)

イ) 東アジア選手権大会 <中止又は延期>

日程：11月で再調整中
開催地：中国(重慶)
派遣：役員1名、選手5名

ロ) アジアジュニアスカッシュ選手権 個人戦 <中止又は延期>

日程：6月29日～7月3日

開催地：中国 青島

種目：男女アンダー19,17,15,13

派遣：役員1名、選手4名

ハ) 世界ジュニアスカッシュ選手権大会 個人戦

日程：7月19日～7月24日

開催地：オーストラリア・ゴールドコースト

派遣：役員1名、選手3名

ニ) コリアジュニアオープン <派遣支援大会>

日程：8月5日～8日

開催地：韓国

種目：男女アンダー19,17,15,13

派遣：役員1名

ホ) ペナンジュニアオープン <派遣支援大会>

日程：8月19日～24日

開催地：ペナン・マレーシア

種目：男女アンダー19,17,15,13

派遣：役員1名

へ) 女子世界スカッシュ団体選手権 <団体戦>

日程：12月15日～20日

開催地：クアラルンプール/マレーシア

派遣：役員2名、選手4名

ト) アジアジュニア選手権大会 団体戦

日程：2021年1月～2月

開催地：香港

派遣：役員2名、選手8名

チ) その他

香港ジュニアオープン

シンガポールオープン

KLジュニアオープン

USジュニアオープン

コリアンオープン

ブリティッシュジュニアオープン

スコティッシュジュニアオープン

などは、個人参加大会となり、協会は参加承認を行う。また結果についても適宜発信する。

③ 国際大会やイベントの日本開催に向けての資金や情報の収集

目的：国際大会やイベントの自国開催は、好条件で日本選手が戦う事ができ、より好成績を臨む事ができる。又、国際レベルのプレーを生観戦できる

機会になり、メディアの露出を諮り、更に多くの人々のスカッシュへの認知度や関心を高める。

計画：4面ガラスコートでの大会やイベントを全国各地で行い、2021年5月のワールドマスターズ関西や、2026年の愛知・名古屋のアジア競技大会に向けたアピールを図る。

(4) その他本会の目的を達成する為に必要な振興事業

① (公社) 日本スカッシュ協会創立 50 周年記念事業

1、(公社) 日本スカッシュ協会創立 50 周年記念イベント (大阪)

<WMG 関西 2021 プレ PR イベント>

日程：10月 (予定)

会場：グランフロント大阪 (予定)

目的：(公社) 日本スカッシュ協会創立 50 周年の記念事業の一環として4面ガラスコートを設置。タレントや、日本代表選手によるエキシビジョンマッチやスカッシュ体験会等を開催してスカッシュの知名度を上げる。また、2021年に京都市にて開催されるワールドマスターズゲームズ関西のプレイベントとしてのPRを兼ねる。

対象：一般の人々

2、(公社) 日本スカッシュ協会創立記念誌の制作

日程：2021年2月 (予定)

目的：昭和46年(1971年)2月10日の日本スカッシュラケット協会(現、公益社団法人日本スカッシュ協会)設立から50年の節目の年を迎え、これまでの実績を振り返ると共に、改めて協会の理念や新たにビジョンを策定し、今後の目標や展望が開ける記念誌を制作する。

3、(公社) 日本スカッシュ協会創立 50 周年記念レセプション

日程：2021年2月 (予定)

目的：創立50周年を記念して、協会運営の功労者をたたえ、更なるスカッシュ協会への支援と協力を求める。スカッシュ界関係者が団結し、競技を盛り上げるレセプションとしたい。

② 4面ガラスコートの管理

目的：ガラスコートでの事業は、普及や強化に幅広いメリットがあるが、そのためのコストを賄う資金確保が必要。

2018年に導入したガラスコートの管理と、新たに協賛として寄与されるコートの製作、公認申請。

③ アジア競技大会に向けてのロビー活動及び選手強化活動

目的：2018年のアジア競技大会では女子チーム史上初の銅メダル獲得。2022年・杭州大会に向けて男女とも上位を目指して選手強化を図る。

又、2026年愛知・名古屋開催のアジア競技大会への競技入りの為にアジアオリンピック評議会(OCA)等に働きかける。

対象：男女ナショナルチーム

種目：男女シングル戦、団体戦

内容：選手強化の為に合宿を集中して行う。

④ オリンピックビド：スカッシュ競技採用の為に推進活動

目的：オリンピックの正式競技採用を目指す。2020東京五輪のオリンピック

ムーブメントを最大限に利用し、認知度を上げる事業の実施を計画する。
内容：引き続き WSF（世界スカッシュ連盟）PSA に全面協力し、情報提供、
情報発信など、スカッシュ業界を活発にアピールする。

⑤ ワールドマスターズゲームズ関西 2021 の準備および RP 活動

内容：2021 年に京都市にて開催されるワールドマスターズゲームズ関西での
スカッシュ競技に向けて主催機関として、組織委員会、京都市実行委
員会と連携し、各位委員会と全国支部の協力を得て、大会準備を行う。
国際大会の成功を目指す。

⑥ ドーピング検査及びドーピング防止啓蒙活動

内容：ドーピング検査の実施する。
大会等におけるポスターの掲示。
パンフレットや機関誌への広告掲載。
ドーピングに関する資料の配布。
強化合宿において講習会の実施。
e ラーニングの実施。
日本スポーツフェアネス推進機構、日本アンチ・ドーピング機構と
連携し国内の啓発活動を進める。

⑦ 会員募集事業と公認事業制度の運用

内容：*個人会員登録及び協会公認・承認大会への参加は（株）アプロード運
用の「スポーツエントリー」を利用して利便性を図る。但し、大会時
の利用の是非は主催者の判断とする。
*世界スカッシュ連盟（WSF）の規格に基づいて、コート及びボールの
公認を行いスカッシュ競技の安全性や統一を図る。
*ポイントが取得できる公認大会を統括（大会公認、要項、ドロー、結
果の確認）し、ランキングを管理する。全日本選手権への参加資格取
得を目指すなど、選手の競技活動の継続奨励と競技力向上を図る。
*平成 26 年度より導入したジュニアランキングを継続発行する。

⑧ 世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、東アジアスカッシュ連盟、各国協会、
PSA(プロ協会)との相互協力、連携

目的：海外の情報を共有し、国内へ発信。また、海外と友好関係と協力体制を
維持し、競技力、団体運営の充実に結び付く積極的な活動を行う。

⑨ 全日本学生連盟との連携、強化

目的：学生連盟の所属選手も個人登録とし、学連団体会費は一括納入とする。
協会機関誌を個別に発送する事により情報を一層密に伝達する。又、学
連団体運営基盤の強化を支援する。大会運営においても、協会とのつなが
りを強化し、卒業後も競技に携わる学生OB、OGと共に運営に参加でき
る協会を目指して行く。

⑩ 「(公社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」建設に向け
た資金及び情報の収集

目的：選手強化活動の拠点となる、協会所有のコートの建設を目指す。
国際大会が開催出来る施設を所有し、国際連盟との協調を増進させ、

より自国の競技の発展につなげる事ができる。

国や自治体の協力を得て「(公社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」の建設を目指し、資金と情報収集をする。

計画：1、今後建設予定の各種施設へのスカッシュコート設置を積極的に働きかけをする。

2、自治体、学校、企業に働きかけ、スカッシュコート建設につなげる。

⑪ 日本スポーツ協会及び自治体の体育協会加盟に向けての活動

目的：一層のスカッシュ普及の為、全国各支部体制を強化して各都道府県及び市の体育協会への加盟実現に向けて一層の準備を進める。

⑫ コンプライアンスの強化

目的：(公社)日本スカッシュ協会 定款、規則、規程等の整備し、遵守する。

組織におけるインテグリティを重視しその確保に努める。

ドーピング防止活動を継続、推進する。

最新の関連情報の提供と注意喚起を徹底する。

公共性の高いスポーツ団体である協会がガバナンスを確保し適切な組織運営を行う上で定められた原則、規範(ガバナンスコード)遵守する。

毎年6、7月に遵守状況について具体的かつ合理的な説明をおこない公表する。

4年毎にの適合性審査を受ける。

⑬ 公益法人としての活動の強化

目的：公益社団法人としての適正な活動を行い、スカッシュの一層の全国普及振興に努力する。

収支予算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	10,000	10,000	0
基本財産受取利息	10,000	10,000	0
受取会費	29,040,300	22,579,250	6,461,050
正会員受取会費	429,000	356,400	72,600
賛助会員個人受取会費	10,946,500	10,762,850	183,650
賛助会員団体受取会費	9,388,800	3,650,000	5,738,800
特別会員受取会費	5,000,000	4,500,000	500,000
加盟料	610,000	610,000	0
公認料	2,666,000	2,700,000	-34,000
事業収益	14,317,590	17,531,550	-3,213,960
補助金・委託金等収入	2,000,000	5,159,000	-3,159,000
協賛金収入	3,092,400	3,022,400	70,000
入場料収入	225,000	100,000	125,000
参加料収入	8,103,890	8,318,850	-214,960
その他の収入	396,300	431,300	-35,000
雑収入	500,000	500,000	0
受取補助金等	8,394,000	19,236,000	-10,842,000
民間補助金収入	3,700,000	6,354,000	-2,654,000
国庫等助成金	4,694,000	12,882,000	-8,188,000
受取寄付金	500,000	600,000	-100,000
募金収益	500,000	600,000	-100,000
雑収益	1,000	1,000	0
受取利息	1,000	1,000	0
経常収益計	52,262,890	59,957,800	-7,694,910
(2) 経常費用			
事業費	39,441,681	38,735,951	705,730
コトフイツー	4,263,500	2,518,260	1,745,240
パンフレット	380,320	366,300	14,020
参加賞	490,000	454,200	35,800
トロフィ・メダル	293,000	301,028	-8,028
保険代	26,500	26,372	128
交通費	321,500	405,800	-84,300
宿泊費	244,400	42,000	202,400
郵送費	218,000	210,000	8,000
雑費	814,400	607,321	207,079
諸謝金	3,187,100	2,362,000	825,100
旅費	378,025	2,985,409	-2,607,384
渡航費	3,587,020	2,360,260	1,226,760
滞在費	2,672,500	2,762,800	-90,300
借料及び損料	660,300	2,556,396	-1,896,096
消耗品費	326,500	556,162	-229,662
スポーツ用品費	511,420	379,704	131,716
備品費	250,000	250,000	0
印刷製本費	6,824,331	5,056,644	1,767,687
通信運搬費	1,130,419	133,485	996,934
会議費	150,000	0	150,000
雑役務費	7,886,243	9,188,560	-1,302,317
保険料	52,000	32,000	20,000
その他	500,000	26,343	473,657
対象外経費	1,606,203	3,939,237	-2,333,034
減価償却費	1,000,000	0	1,000,000
給付金支出	988,000	900,000	88,000
雑支出	680,000	315,670	364,330

管	理	費	19,521,209	19,821,849	-300,640
給		与	10,023,360	10,202,000	-178,640
旅	費	通	900,000	900,000	0
通	信	運	530,000	764,000	-234,000
会	議	費	50,000	38,000	12,000
消	耗	什	500,000	500,000	0
印	刷	製	417,849	417,849	0
光	熱	水	250,000	250,000	0
賃		借	3,000,000	2,400,000	600,000
社	会	保	2,000,000	2,000,000	0
負	担	金	700,000	700,000	0
公	認	會	150,000	150,000	0
公	益	法	250,000	250,000	0
登	記	費	150,000	150,000	0
雜		費	600,000	1,100,000	-500,000
經常費用計			58,962,890	58,557,800	405,090
評価損益等調整前当期經常増減額			-6,700,000	1,400,000	-8,100,000
評価損益等計			0	0	0
当期經常増減額			-6,700,000	1,400,000	-8,100,000
2. 經常外増減の部					
(1) 經常外収益					
經常外収益計			0	0	0
(2) 經常外費用					
經常外費用計			0	0	0
当期經常外増減額			0	0	0
当期一般正味財産増減額			-6,700,000	1,400,000	-8,100,000
一般正味財産期首残高			0	0	0
一般正味財産期末残高			-6,700,000	1,400,000	-8,100,000
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額			0	0	0
指定正味財産期首残高			0	0	0
指定正味財産期末残高			0	0	0
III 正味財産期末残高			-6,700,000	1,400,000	-8,100,000

収支予算書内訳表

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位：円)

科 目				合 計
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	10,000	10,000
基本財産受取利息	0	0	10,000	10,000
受取会費	14,520,150	0	14,520,150	29,040,300
正会員受取会費	214,500	0	214,500	429,000
賛助会員個人受取会費	5,473,250	0	5,473,250	10,946,500
賛助会員団体受取会費	4,694,400	0	4,694,400	9,388,800
特別会員受取会費	2,500,000	0	2,500,000	5,000,000
加加盟金	305,000	0	305,000	610,000
公認料	1,333,000	0	1,333,000	2,666,000
事業収益	14,317,590	0	0	14,317,590
補助金・委託金等収入	2,000,000	0	0	2,000,000
協賛金収入	3,092,400	0	0	3,092,400
入場料収入	225,000	0	0	225,000
参加料収入	8,103,890	0	0	8,103,890
その他の収入	396,300	0	0	396,300
雑収入	500,000	0	0	500,000
受取補助金等	8,394,000	0	0	8,394,000
民間補助金収入	3,700,000	0	0	3,700,000
国庫等助成金	4,694,000	0	0	4,694,000
受取寄付金	500,000	0	0	500,000
募金収益	500,000	0	0	500,000
雑収益	0	0	1,000	1,000
受取利息	0	0	1,000	1,000
経常収益計	37,731,740	0	14,531,150	52,262,890
(2) 経常費用				
事業費	39,441,681	0	0	39,441,681
コトフイツト	4,263,500	0	0	4,263,500
パンフレット	380,320	0	0	380,320
参加賞	490,000	0	0	490,000
トロフィ・メダル	293,000	0	0	293,000
保険代	26,500	0	0	26,500
交通費	321,500	0	0	321,500
宿泊費	244,400	0	0	244,400
郵送費	218,000	0	0	218,000
雑費	814,400	0	0	814,400
諸謝金	3,187,100	0	0	3,187,100
旅費	378,025	0	0	378,025
渡航費	3,587,020	0	0	3,587,020
滞在費	2,672,500	0	0	2,672,500
借料及び損料	660,300	0	0	660,300
消耗品費	326,500	0	0	326,500
スポーツ用品費	511,420	0	0	511,420
備品費	250,000	0	0	250,000
印刷製本費	6,824,331	0	0	6,824,331
通信運搬費	1,130,419	0	0	1,130,419
会議費	150,000	0	0	150,000
雑役員務費	7,886,243	0	0	7,886,243
保険料	52,000	0	0	52,000
その他	500,000	0	0	500,000
対象外経費	1,606,203	0	0	1,606,203
減価償却費	1,000,000	0	0	1,000,000
給付金支出	988,000	0	0	988,000
雑支出	680,000	0	0	680,000
管 理 費	14,121,968	0	5,399,241	19,521,209
給与	8,018,688	0	2,004,672	10,023,360
旅費	720,000	0	180,000	900,000
通信・運搬費	424,000	0	106,000	530,000
会議費	25,000	0	25,000	50,000
消耗什器備品費	400,000	0	100,000	500,000
印刷製本費	334,280	0	83,569	417,849
光熱水料費	200,000	0	50,000	250,000

賃	借	料	2,400,000	0	600,000	3,000,000
社	会	保	1,600,000	0	400,000	2,000,000
負	担	金	0	0	700,000	700,000
公	認	會	0	0	150,000	150,000
公	益	法	0	0	250,000	250,000
登	記	費	0	0	150,000	150,000
雜		費	0	0	600,000	600,000
經常費用計			53,563,649	0	5,399,241	58,962,890
評価損益等調整前当期經常増減額			-15,831,909	0	9,131,909	-6,700,000
評価損益等計			0	0	0	0
当期經常増減額			-15,831,909	0	9,131,909	-6,700,000
2. 經常外増減の部						
(1) 經常外収益						
經常外収益計			0	0	0	0
(2) 經常外費用						
經常外費用計			0	0	0	0
当期經常外増減額			0	0	0	0
他會計振替前当期一般正味財産増減額			-15,831,909	0	9,131,909	-6,700,000
当期一般正味財産増減額			-15,831,909	0	9,131,909	-6,700,000
一般正味財産期首残高			0	0	0	0
一般正味財産期末残高			-15,831,909	0	9,131,909	-6,700,000
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額			0	0	0	0
指定正味財産期首残高			0	0	0	0
指定正味財産期末残高			0	0	0	0
III 正味財産期末残高			-15,831,909	0	9,131,909	-6,700,000

収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	10,000	10,000	0
基本財産利息収入	10,000	10,000	0
会費収入	29,040,300	22,579,250	6,461,050
正会員会費収入	429,000	356,400	72,600
賛助会員個人会費	10,946,500	10,762,850	183,650
賛助会員団体会費	9,388,800	3,650,000	5,738,800
特別会員会費	5,000,000	4,500,000	500,000
加盟金	610,000	610,000	0
公認料	2,666,000	2,700,000	-34,000
事業収入	14,317,590	17,531,550	-3,213,960
補助金・委託金等収入	2,000,000	5,159,000	-3,159,000
協賛金収入	3,092,400	3,022,400	70,000
入場料収入	225,000	100,000	125,000
参加料収入	8,103,890	8,318,850	-214,960
その他の収入	396,300	431,300	-35,000
雑収入	500,000	500,000	0
補助金等収入	8,394,000	19,236,000	-10,842,000
民間補助金収入	3,700,000	6,354,000	-2,654,000
国庫等助成金	4,694,000	12,882,000	-8,188,000
寄付金収入	500,000	600,000	-100,000
募金収入	500,000	600,000	-100,000
雑収入	1,000	1,000	0
受取利息	1,000	1,000	0
事業活動収入計	52,262,890	59,957,800	-7,694,910
2. 事業活動支出			
事業費	38,441,681	38,735,951	-294,270
コトフイ	4,263,500	2,518,260	1,745,240
パンフレット	380,320	366,300	14,020
参加賞	490,000	454,200	35,800
トロフィー・メダル	293,000	301,028	-8,028
保険代	26,500	26,372	128
交通費	321,500	405,800	-84,300
宿泊費	244,400	42,000	202,400
郵送費	218,000	210,000	8,000
雑費	814,400	607,321	207,079
諸謝金	3,187,100	2,362,000	825,100
旅費	378,025	2,985,409	-2,607,384
渡航費	3,587,020	2,360,260	1,226,760
滞在費	2,672,500	2,762,800	-90,300
借料及び損料	660,300	2,556,396	-1,896,096
消耗品費	326,500	556,162	-229,662
スポーツ用品費	511,420	379,704	131,716
備品費	250,000	250,000	0
印刷製本費	6,824,331	5,056,644	1,767,687
通信運搬費	1,130,419	133,485	996,934
会議費	150,000	0	150,000
雑役務費	7,886,243	9,188,560	-1,302,317
保険料	52,000	32,000	20,000
その他	500,000	26,343	473,657
対象外経費	1,606,203	3,939,237	-2,333,034
給付金支出	988,000	900,000	88,000
雑支出	680,000	315,670	364,330
管理費	19,521,209	19,821,849	-300,640
給与	10,023,360	10,202,000	-178,640

旅 費 交 通 費	900,000	900,000	0
通 信 ・ 運 搬 費	530,000	764,000	-234,000
会 議 費	50,000	38,000	12,000
消 耗 什 器 備 品 費	500,000	500,000	0
印 刷 製 本 費	417,849	417,849	0
光 熱 水 料 費	250,000	250,000	0
賃 借 料	3,000,000	2,400,000	600,000
社 会 保 険 料	2,000,000	2,000,000	0
負 担 金 支 出	700,000	700,000	0
公 認 会 計 士 他 費 用	150,000	150,000	0
公 益 法 人 関 連 費 用	250,000	250,000	0
登 記 費 用	150,000	150,000	0
雑 費	600,000	1,100,000	-500,000
そ の 他 の 支 出	1,000,000	0	1,000,000
そ の 他 の 支 出	1,000,000	0	1,000,000
事業活動支出計	58,962,890	58,557,800	405,090
事業活動収支差額	-6,700,000	1,400,000	-8,100,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特 定 預 金 取 崩 収 入	7,000,000	0	7,000,000
公益事業基金（大会開催）引当預金取崩収入	7,000,000	0	7,000,000
投資活動収入計	7,000,000	0	7,000,000
2. 投資活動支出			
特 定 預 金 支 出	300,000	1,400,000	-1,100,000
退 職 給 付 引 当 預 金 支 出	100,000	100,000	0
大 会 開 催 引 当 預 金 支 出	0	100,000	-100,000
ト レ セ ン 建 設 引 当 預 金 支 出	200,000	200,000	0
ス ポ ー ツ ラ ボ 引 当 預 金 支 出	0	1,000,000	-1,000,000
投資活動支出計	300,000	1,400,000	-1,100,000
投資活動収支差額	6,700,000	-1,400,000	8,100,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

収支予算書内訳表(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位：円)

科 目				合 計
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	0	0	10,000	10,000
基本財産利息収入	0	0	10,000	10,000
会費収入	14,520,150	0	14,520,150	29,040,300
正会員会費収入	214,500	0	214,500	429,000
賛助会員個人会費	5,473,250	0	5,473,250	10,946,500
賛助会員団体会費	4,694,400	0	4,694,400	9,388,800
特別会員費	2,500,000	0	2,500,000	5,000,000
加 盟 金	305,000	0	305,000	610,000
公 認 料	1,333,000	0	1,333,000	2,666,000
事業収入	14,317,590	0	0	14,317,590
補助金・委託金等収入	2,000,000	0	0	2,000,000
協賛金収入	3,092,400	0	0	3,092,400
入場料収入	225,000	0	0	225,000
参加料収入	8,103,890	0	0	8,103,890
その他の収入	396,300	0	0	396,300
雑収入	500,000	0	0	500,000
補助金等収入	8,394,000	0	0	8,394,000
民間補助金収入	3,700,000	0	0	3,700,000
国庫等助成金	4,694,000	0	0	4,694,000
寄付金収入	500,000	0	0	500,000
募 金 収 入	500,000	0	0	500,000
雑収入	0	0	1,000	1,000
受 取 利 息	0	0	1,000	1,000
事業活動収入計	37,731,740	0	14,531,150	52,262,890
2. 事業活動支出				
事業費	38,441,681	0	0	38,441,681
コ ー ト フ ィ ー	4,263,500	0	0	4,263,500
パ ン フ レ ッ ト	380,320	0	0	380,320
参 加 賞	490,000	0	0	490,000
ト ロ フ ィ ー ・ メ ダ ル	293,000	0	0	293,000
保 険 代	26,500	0	0	26,500
交 通 費	321,500	0	0	321,500
宿 泊 費	244,400	0	0	244,400
郵 送 費	218,000	0	0	218,000
雑 費	814,400	0	0	814,400
諸 謝 金	3,187,100	0	0	3,187,100
旅 費	378,025	0	0	378,025
渡 航 費	3,587,020	0	0	3,587,020
滞 在 費	2,672,500	0	0	2,672,500
借 料 及 び 損 料	660,300	0	0	660,300
消 耗 品 費	326,500	0	0	326,500
ス ポ ー ツ 用 品 費	511,420	0	0	511,420
備 品 費	250,000	0	0	250,000
印 刷 製 本 費	6,824,331	0	0	6,824,331
通 信 運 搬 費	1,130,419	0	0	1,130,419
会 議 費	150,000	0	0	150,000
雑 役 務 費	7,886,243	0	0	7,886,243
保 険 料	52,000	0	0	52,000
そ の 他	500,000	0	0	500,000
対 象 外 経 費	1,606,203	0	0	1,606,203
給 付 金 支 出	988,000	0	0	988,000
雑 支 出	680,000	0	0	680,000
管 理 費	14,121,968	0	5,399,241	19,521,209
給 与 費	8,018,688	0	2,004,672	10,023,360
旅 交 通 費	720,000	0	180,000	900,000
通 信 ・ 運 搬 費	424,000	0	106,000	530,000
会 議 費	25,000	0	25,000	50,000
消 耗 什 器 備 品 費	400,000	0	100,000	500,000
印 刷 製 本 費	334,280	0	83,569	417,849
光 熱 水 費	200,000	0	50,000	250,000
賃 借 料	2,400,000	0	600,000	3,000,000
社 会 保 険 料	1,600,000	0	400,000	2,000,000

負 担 金 支 出	0	0	700,000	700,000
公 認 会 計 士 他 費 用	0	0	150,000	150,000
公 益 法 人 関 連 費 用	0	0	250,000	250,000
登 記 費 用 費	0	0	150,000	150,000
雑	0	0	600,000	600,000
そ の 他 の 支 出	1,000,000	0	0	1,000,000
そ の 他 の 支 出	1,000,000	0	0	1,000,000
事業活動支出計	53,563,649	0	5,399,241	58,962,890
事業活動収支差額	-15,831,909	0	9,131,909	-6,700,000
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特 定 預 金 取 崩 収 入	7,000,000	0	0	7,000,000
公益事業基金（大会開催）引当預金取崩収入	7,000,000	0	0	7,000,000
投資活動収入計	7,000,000	0	0	7,000,000
2. 投資活動支出				
特 定 預 金 支 出	200,000	0	100,000	300,000
退 職 給 付 引 当 預 金 支 出	0	0	100,000	100,000
ト レ セ ン 建 設 引 当 預 金 支 出	200,000	0	0	200,000
投資活動支出計	200,000	0	100,000	300,000
投資活動収支差額	6,800,000	0	-100,000	6,700,000
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
当期収支差額	-9,031,909	0	9,031,909	0
前期繰越収支差額	0	0	0	0
次期繰越収支差額	-9,031,909	0	9,031,909	0

2020年度公益社団法人日本スカッシュ協会 名誉総裁・名誉会長・顧問

役 職	再新任	氏 名	職業・地区等
名誉総裁		高円宮承子女王殿下	
最高顧問	再任	猪谷 千春	国際オリンピック委員会名誉委員 NPO法人日本オリンピックアカデミー/最高顧問
名誉会長	新任	笠原 一也	元国立スポーツ科学センター長 NPO法人 日本オリンピック・アカデミー/会長
顧 問	再任	藤ヶ崎 訥美	元(株)三声/代表取締役社長
顧 問	再任	岩崎 晃	元(株)日本テレビワーク24専務取締役
顧 問	再任	赤木 恭平	(公財)日本オリンピック委員会/名誉委員 NPO法人 日本ワールドゲームズ協会/会長
顧 問	再任	今村 正史	元コーンズドッドウェル(株)監査役
顧 問	再任	山東 昭子	参議院議員
顧 問	再任	鈴木けいすけ	衆議院議員

2020年度公益社団法人日本スカッシュ協会 運営委員

役 職	再新任	氏 名	職業・地区等
運営委員	再任	柴田 亮介	東北支部
運営委員	再任	土田 博史	千葉県支部
運営委員	再任	西尾 竹英	中部支部
運営委員	再任	足立 美由紀	関西支部長
運営委員	再任	芦谷 誠治	中国四国支部
運営委員	新任	宮武 俊輔	九州支部
運営委員	再任	丹埜 倫	会長推薦
運営委員	新任	滝田 晃嗣	全日本学生連盟委員長
運営委員	再任	梶田 幸子	会長推薦
運営委員	再任	河原 健一	会長推薦
運営委員	再任	齋藤 智一	会長推薦

<委員会>

◆専門委員会 ◎は理事会承認が必要、開催は随時

◎コンプライアンス委員会 委員長/会長、担当/副会長、山岸、友清、十川、常務理事

◎倫理委員会 委員長/会長、担当/副会長、山岸、友清、常務理事

◎役員候補者選考委員会 委員長/会長 担当/副会長、顧問(若干名) 山岸、友清

1) 規則公認委員会 委員長/日向

<公認> 委員長/日向

2) 選手強化委員会 委員長/潮木 副委員長/佐野

委員/佐野(ジュニア委員長)、小川、松本、神谷(情報戦略担当)、横田、吉留

強化スタッフ/土田、西村、菊池、神子、郡司(颯)

サポートスタッフ/郡司(孝一)、芦谷

<ナショナル強化プロジェクト> ナショナルコーチ/佐野、小川、松本

<コーチ委員会> 委員長/佐野 副委員長/土田 委員/足立、潮木、山崎

<アンチドーピング委員会> 委員長/酒井 委員/川原、佐野、横田、西村

3) 競技委員会 委員長/大根田 副委員長/潮木、河原

<大会管理> 委員長/潮木 委員/河原

<レフリー> 委員長/大根田 委員/潮木、土田、足立、佐野、山崎、小幡、(日向)、
柴田、千葉、小川、渡邊、小島、宮武、大瀧、古川、ミラー、浅野(裕)、月岡 丹羽、
武本、道下

<マスターズ> 委員長/齋藤 委員/大根田

4) 総務委員会 委員長/神谷 委員/事務局

<地区対策> 委員長/小幡 委員/大根田、全国地区支部委員

<広報> 委員長/日向 委員/宮城島、梶田、齋藤、中川

<財務> 委員長/友清 委員/梶田、神谷

<国際> 委員長/神谷

<学連> 委員長/滝田 副委員長/小川、松岡 関東委員長/松木

<アスリート委員会> 鈴木優希、杉本梨沙

5) 普及渉外委員会 委員長/宮城島 副委員長/神谷、梶田

委員/潮木、日向、大根田、小幡、

<環境対策> JSAエコプロジェクト 委員長/宮城島 委員/日向、事務局

<エアースカッシュ> 委員長/宮城島

委員/大根田、日向、青木、青柳、山崎、全国地区支部委員、事務局

<大会・イベント>

A) 全日本アンダー23 実行委員長/潮木 副実行委員長/松木(学連)

B) 全日本ジュニア 実行委員長/小川 委員/佐野、横田、西村、吉留、学連、ジュニア委員

C) マスターズカーニバル 実行委員長/齋藤 委員/実行委員会

D) 全日本選手権 実行委員長/ 副委員長/大根田、宮城島、小幡、

実行委員/潮木、日向、神谷、梶田、河原、野々口、他

E) ジャパンジュニアオープン 実行委員長/佐野 委員/小川、横田、西村、吉留、学連

ジュニア委員 神谷(海外対応)

F) スカッシュデー・スカッシュウィーク 実行委員長/宮城島 委員/全国地区支部委員

G) エアースカッシュ 実行委員長/宮城島 副委員長/山崎 委員/委員会委員、全国地区支部委員

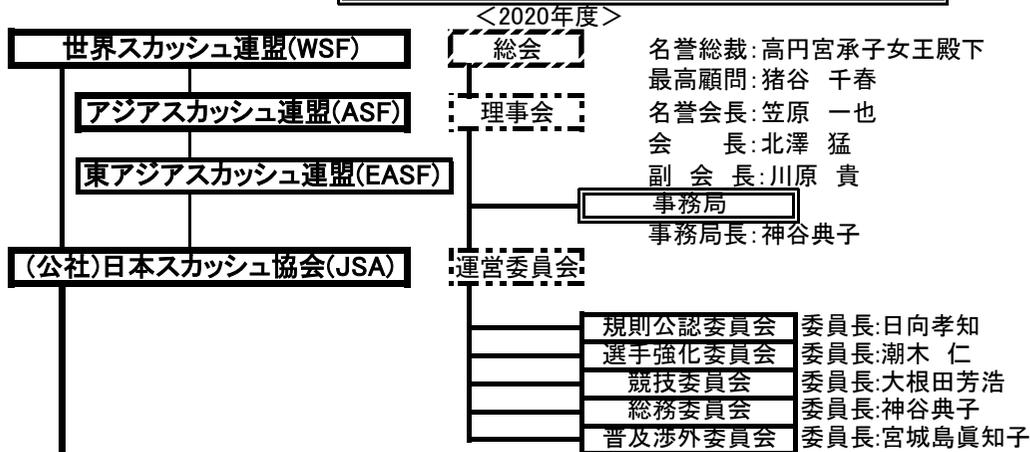
H) 協会創立50周年記念事業 記念誌/宮城島、若月、神谷、梶田

I) WMG2021 関西&プレイベント 日向、出口、神谷

<事務局> 事務局長/神谷 事務局員/梶田、瀧石、青木

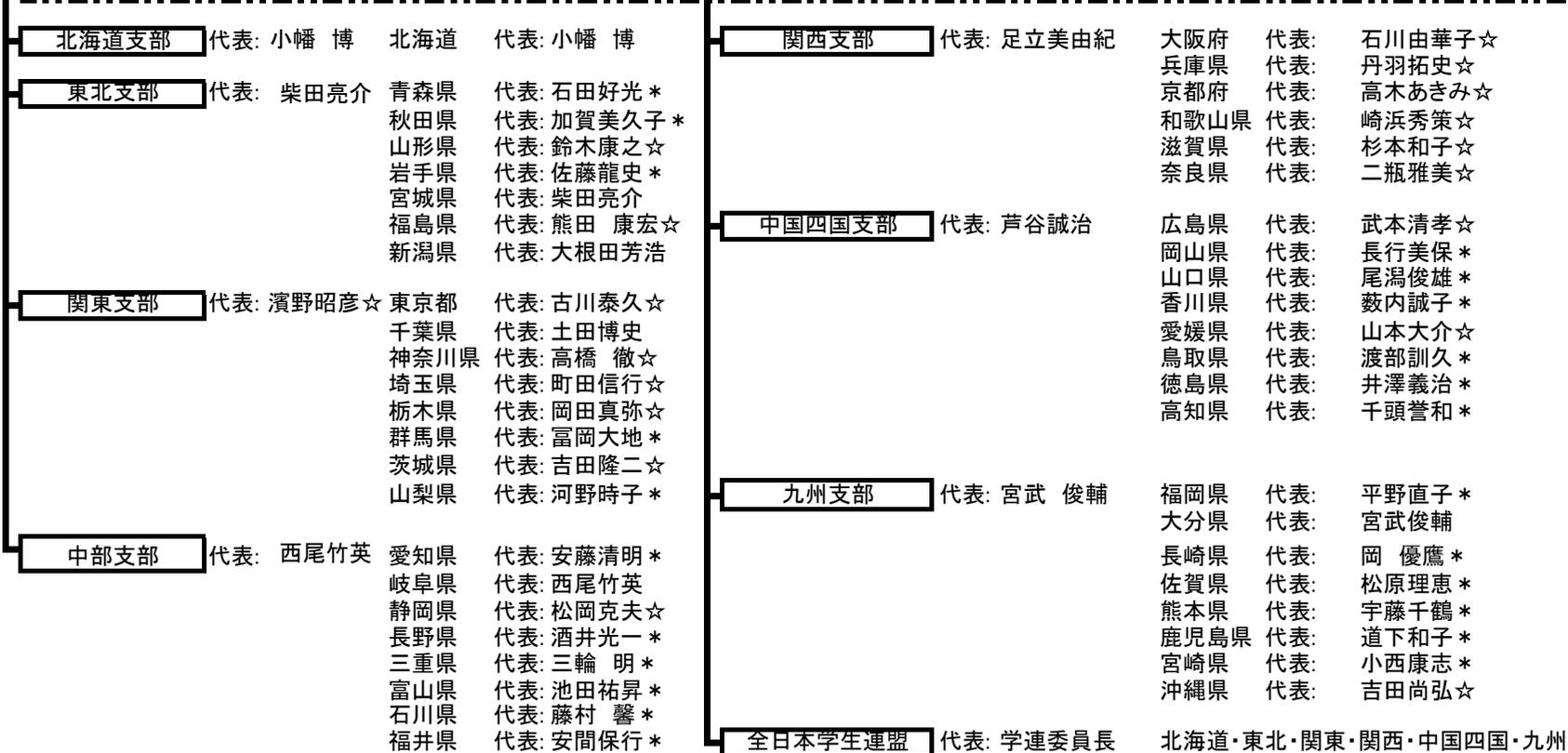
公益社団法人日本スカッシュ協会組織図

TEL:03-6384-5788 http://squash.or.jp/
 FAX:03-6384-5888 E-mail:squash@japan.email.ne.jp



- 代表理事: 北澤 猛☆ 顧問(アドバイザー)
- 副会長: 川原 貴☆ 赤木恭平 藤ヶ崎訥美
- 常務理事: 潮木 仁☆ 岩崎 晃 今村 正史
- 大根田芳浩☆ 山東 昭子 鈴木けいすけ
- 小幡 博☆
- 神谷典子☆
- 宮城島真知子☆ 運営委員:
- 日向孝知 ☆ 足立美由紀☆
- 南部吉秀☆ 柴田亮介☆
- 岡部道彦☆ 土田博史☆
- 大谷真☆ 西尾竹英☆
- 理事: 渡邊祥広 三枝佳紀 芦谷誠治☆
- 師岡文雄 柳谷登志雄 丹埜 倫☆
- 水嶋章陽 出口陽万 梶田幸子☆
- 麻野琢也 植松大介 河原健一☆
- 中川慶之 齋藤智一☆
- 監事: 友清敏和 宮武俊輔☆
- 山岸和彦 滝田晃嗣☆

☆正会員 *普及会員



「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

2020年6月14日

公益社団法人日本スカッシュ協会

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に、事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話

03-6384-5788

FAX

03-6384-5888

電子メール

squash@japan.email.ne.jp

（参考）国家公務員法等の規定

- ・ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- ・ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- ・ 職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 32 条
- ・ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）第 18 条
- ・ 職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条
- ・ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成 20 年内閣府令第 84 号)第 8 条